

京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市と関係団体等との協働により、要介護高齢者や障害者等（以下「要援護者」という。）の同意を得て、見守り支援を必要とする者の名簿（以下「名簿」という。）を作成し、地域の関係団体等に提供して要援護者の情報を共有することによって、関係団体等による日ごろの見守り活動の充実を図り、もって災害の発生等による緊急時における支援体制を構築する「地域における見守り活動促進事業」（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、本市の市域内に居住する要援護者（高齢者福祉施設及び障害者福祉施設等に入所する者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（以下「要介護認定省令」という。）の規定に基づく要介護3以上の者
- (2) 65歳以上であって、要介護認定省令の規定に基づく要支援1及び要支援2の者又は要介護1及び要介護2の者のうち、単身世帯若しくは本号に該当する者のみで構成される世帯又は前号及び次号から第5号に該当する者のみと同居する世帯の者
- (3) 身体障害者福祉法の規定に基づき交付する身体障害者手帳（障害程度等級が1級又は2級に限る。）又は京都市療育手帳交付要綱の規定に基づき交付する療育手帳（障害の程度がA判定に限る。）を所有する者のうち、単身世帯若しくは本号に該当する者のみで構成される世帯又は前2号、次号及び第5号に該当する者のみと同居する世帯の者
- (4) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の規定に基づく障害支援区分4以上の者
- (5) 京都市緊急通報システム事業等運営要綱に基づき、市長が緊急通報システムの利用を決定した者
- (6) 前各号のほか、単身世帯に属する65歳以上の者

(実施体制)

第3条 この事業は、本市及び次条に規定する訪問活動団体並びに本市と「地域における見守り活動促進事業に係る協定」（以下「協定」という。）を締結した第5条に規定する見守り活動団体との協働によって実施するものとし、保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課が事務の統轄を行う。

(同意取得のための訪問活動団体)

第4条 対象者の自宅を訪問し、第10条第1項第1号及び第2号に規定する見守り活動対象者名簿への登載に係る同意の取得のための活動を行う福祉サービス事業者及

び地域の福祉関係団体等（以下「訪問活動団体」という。）は、本市の市域内に主たる事業所を置くもので、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 介護保険法に基づく地域包括支援センター
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害者地域生活支援センター
- (3) 障害者の福祉の向上のために活動を行っている障害のある方やその保護者及び家族等の組織的な集まり（以下「障害者福祉団体」という。）
- (4) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 民生委員法に基づく各学区民生児童委員協議会（京都市老人福祉員設置要綱に基づき市長の委嘱を受けた老人福祉員を含む。以下同じ。）
- (6) 本市から障害支援区分認定調査業務を受託した障害者総合支援法に基づく相談支援事業所

（見守り活動団体）

第5条 本市から名簿の貸出を受ける見守り活動団体は、本市の市域内に主たる事業所を置くもので、次の各号のいずれかに該当し、本市と協定を締結したものとする。

- (1) 前条第1号から第3号まで及び第5号に掲げるもの
- (2) 各区民生児童委員会
- (3) 社会福祉法に基づく各区社会福祉協議会及び各学区社会福祉協議会
- (4) 学区単位の自治連合会等

（本市の責務）

第6条 本市は、次条第1項に規定する同意書を取りまとめ、名簿を作成及び更新し、見守り活動団体へ貸し出すものとする。

- 2 本市は、訪問活動団体及び見守り活動団体による事業の実施に対して必要な支援を行うものとする。
- 3 本市は、事業の円滑な実施のために関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（訪問活動団体の責務）

第7条 訪問活動団体は、自らが把握している対象者の情報に基づき、対象者の自宅等を訪問し、事業の趣旨及び目的を説明したうえで、「地域における見守り活動促進事業に係る個人情報提供同意書（第1号－1様式又は第1号－2様式）」（以下「同意書」という。）の取得により、対象者から第10条第1項第1号及び第2号に規定する見守り活動対象者名簿への登載に係る同意を得るものとする。

- 2 訪問活動団体は、前項により対象者から取得した同意書を取りまとめたうえで、市長に提出するものとする。
- 3 地域包括支援センター及び各学区民生児童委員協議会は、本市から貸出を受けた第10条第1項第3号に規定する避難行動要支援者基本情報名簿の情報に基づき、当該地域包括支援センター及び各学区民生児童委員協議会が行う事業に付帯して、第1項

による同意を得られていない対象者から同意を得るよう努めるものとし、同意書を取
得た場合には、取りまとめて市長に提出するものとする。

- 4 各学区民生児童委員協議会、各区社会福祉協議会及び各学区社会福祉協議会並びに
指定居宅介護支援事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所は、必要に応じて地
域包括支援センターによる対象者の自宅への訪問活動に同行するなど、事業の実施に
関して積極的に協力するものとする。

(見守り活動団体の責務)

第8条 見守り活動団体は、本市から貸出を受けた第10条第1項第1号及び第2号に
規定する見守り活動対象者名簿の情報に基づき、名簿登載者の自宅等を訪問し、名簿
登載者の状況把握や孤立防止を図るための活動への参加の呼びかけ等の見守り活動
を行うものとする。

(経費の支払い)

第9条 市長は、別に定める訪問活動団体に対し、第7条第1項から第3項までの規定
に基づく同意書の取得等に要した活動経費として、同意書の取得1件当たりにつき5
00円を支払うものとする。

- 2 前項の規定に基づく活動経費の支払いは、訪問活動団体が第7条第2項に基づく同
意書とともに、「訪問活動報告書兼活動経費支払い申請書(第2号様式)」を市長に提
出することにより申請するものとし、市長はこれを確認のうえ、遅滞なく当該活動団
体に支払うものとする。

(名簿の作成)

第10条 市長は、次の各号に掲げる対象者の区分及び個人情報の範囲ごとに次に掲げ
る名簿を作成し、半期ごとに更新するものとする。

- (1) 見守り活動対象者名簿(避難行動要支援者用)(以下「名簿A」という。) 第2
条第1号から第5号までに掲げる者のうち、第7条第1項による同意を得たものの
個人情報
- (2) 見守り活動対象者名簿(避難行動要支援者以外の単身高齢者用)(以下「名簿B」
という。) 第2条第6号に掲げる者のうち、第7条第1項による同意を得たもの
の個人情報
- (3) 避難行動要支援者基本情報名簿(以下「名簿C」という。) 第2条第1項から
第5号までに掲げる者の個人情報(氏名、性別、生年月日、年齢、住所の基本的な
個人属性に関する情報に限る。)及び個人情報の提供に係る同意が得られた見守り
活動団体の状況

- 2 前項の名簿の作成に当たって必要な電算処理事務は、市長が適当と認める者に委託
することができる。

- 3 市長は、事業の円滑な実施のために必要と認める場合は、見守り活動団体からの申
請に基づき名簿の副本を作成し、当該見守り活動団体へ貸し出すことができる。

(名簿の登載事項)

第 1 1 条 名簿Aの登載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 登載対象者の氏名
- (2) 登載対象者の性別
- (3) 登載対象者の生年月日
- (4) 登載対象者の年齢
- (5) 登載対象者の住所
- (6) 登載対象者の属する世帯の世帯主の氏名及び続柄
- (7) 登載対象者の電話番号又は連絡先
- (8) 第 2 条各号に規定する登載対象者の登載事由区分（要介護度、障害支援区分、手帳の種類及び等級、世帯状況、緊急通報システムの利用状況）
- (9) 緊急連絡先

2 名簿Bの登載事項は、前項第 1 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 9 号とする。

3 名簿Cの登載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 5 号まで
- (2) 個人情報の提供に係る同意が得られた見守り活動団体の状況

(名簿の貸出申請)

第 1 2 条 見守り活動団体は、名簿の貸出を受けようとするときは、「地域における見守り活動促進事業に係る協定締結の申出書兼名簿貸出申請書（第 3 号様式）」に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、区民生児童委員会及び学区民生児童委員協議会にあっては、次の各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請団体の規約又は定款
- (2) 申請団体の役員名簿
- (3) 申請団体の事業内容が分かる事業計画書等
- (4) 第 5 条第 4 号の学区単位の自治連合会等の場合にあつては、当該自治連合会等を構成する団体及びその団体の代表者名が分かるもの
- (5) 申請団体の組織に属する者が多数に及ぶ場合における名簿を閲覧できる者を限定することを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結)

第 1 3 条 市長は、前条による申請があつたときは、見守り活動団体の適性を審査し、適当と認める場合に見守り活動団体と協定を締結したうえで、名簿を貸し出すものとする。

2 見守り活動団体は、当該見守り活動団体の活動区域に居住する対象者の情報に限り、名簿の貸出を受けることができる。

3 市長は、第 5 条各号に規定する見守り活動団体の種別に応じて、次の各号に掲げる名簿を貸し出すものとする。

- (1) 地域包括支援センター 名簿A、B及びC（ただし、第2条第1号から第5号までの者にあつては、65歳以上の者に限る。）
 - (2) 障害者地域生活支援センター 名簿A（ただし、65歳未満の者に限る。）
 - (3) 障害者福祉団体 名簿A（ただし、65歳未満の者に限る。）
 - (4) 各区民生児童委員会及び各学区民生児童委員協議会 名簿A、B及びC
 - (5) 各区社会福祉協議会及び各学区社会福祉協議会 名簿A及びB
 - (6) 学区単位の自治連合会等 名簿A及びB
- 4 名簿の貸出を受けた見守り活動団体は、市長に対し、「地域における見守り活動促進事業に係る名簿借受書（第4号様式）」を交付するものとする。

（申請内容の変更）

第14条 見守り活動団体は、申請内容に変更があつた場合は、速やかに「地域における見守り活動促進事業に係る名簿管理責任者等変更届（第5号様式）」により、市長に届け出なければならない。

（名簿の貸出辞退申請）

第15条 見守り活動団体は、名簿の貸出を辞退するときは、「地域における見守り活動促進事業に係る名簿貸出辞退申請書（第6号様式）」により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項による名簿の貸出を辞退する場合にあつては、貸出を受けた名簿を全て返却しなければならない。

（名簿登載情報の変更）

第16条 名簿に登載されている者は、その登載内容を変更する場合及び名簿の登載を辞退する場合は、速やかに「地域における見守り活動促進事業に係る名簿登載情報変更及び登載辞退届（第7号様式）」により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項による登載辞退の届出を受理した場合は、速やかに見守り活動団体にその旨を連絡しなければならない。
- 3 見守り活動団体は、前項の連絡を受けた場合は、第10条第1項による名簿の更新を待つことなく、速やかに登載を辞退した者の情報を名簿から削除しなければならない。

（実績報告）

第17条 見守り活動団体（地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、区民生児童委員会及び学区民生児童委員協議会を除く。）は、事業を行った年度の活動実績について、当該年度の翌年度の5月31日までに「地域における見守り活動促進事業実績報告書（第8号様式）」により、市長に報告しなければならない。

（個人情報保護及び名簿の管理）

第18条 見守り活動団体は、当該見守り活動団体における個人情報保護に関する取扱

方針等の整備に努めるとともに、名簿の破損、改ざんその他個人情報漏洩等の事故を防止するために、次の各号に掲げるとおり名簿を適正に管理しなければならない。

- (1) 名簿管理責任者及び名簿副本管理責任者（市長が、第10条第3項の規定に基づき副本の貸出が必要と認める場合に限る。以下同じ。）を選任し、市長に届け出ること。
- (2) 名簿管理責任者は、原則として、申請団体の代表者が就任するものとする。ただし、名簿管理責任者が特に必要と認める場合は、申請団体の構成員の中から、名簿保管責任者を定め、名簿を保管させることができる。
- (3) 施錠管理を確実にを行うとともに、名簿管理責任者、名簿保管責任者（名簿管理責任者が前号の規定に基づき名簿保管責任者を定めることが必要と認める場合に限る。以下同じ。）及び名簿副本管理責任者のみが鍵を管理すること。
- (4) 複写しないこと。
- (5) 電子データに加工しないこと。
- (6) 名簿管理責任者、名簿保管責任者又は名簿副本管理責任者以外の当該見守り活動団体の職員又は構成員に名簿の登載事項を知らせる必要がある場合は、名簿管理責任者、名簿保管責任者又は名簿副本管理責任者の立会いの下で、閲覧させる方法によること。なお、見守り活動団体に属する者が多数に及ぶ場合は、あらかじめ名簿を閲覧できる者を定めておくなど、適切な管理を行うこと。
- (7) 第10条第1項による名簿の更新の際には、更新前の名簿を市長に返却のうえ、更新後の名簿を借り受けること。

（秘密の保持等）

第19条 訪問活動団体及び見守り活動団体は、事業の実施により知り得た対象者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 見守り活動団体は、名簿の登載事項をこの事業の目的以外に使用してはならない。

3 見守り活動団体がこの要綱又は協定に違反したときは、市長は名簿を直ちに返却するよう求めることができる。

（損害賠償）

第20条 この事業の実施により、訪問活動団体及び見守り活動団体が故意又は重過失により対象者等に損害を与えた場合、市長は損害賠償に要した費用を当該訪問活動団体及び見守り活動団体に請求することができる。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱において別に定めることされている事項及び事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(宛先)京都市長

地域における見守り活動促進事業に係る
個人情報提供同意書

訪 問 日 ・ 同 意 日	
年 月 日	
元学区名	学区

〈京都市控〉

フリガナ		性 別	生 年 月 日
氏 名		男・女	明治・大正・昭和 年 月 日
住 所	〒 -	電話番号	()
世帯主氏名 (※1)		続 柄 (※1)	
右記のうち、あてはまるものすべてにチェック(☑)してください。		☐ ①要支援1・2及び要介護1・2の一人暮らしの高齢者等(65歳以上)	
		☐ ②緊急通報システムを設置している世帯	
		☐ ③要介護3以上の者がいる世帯	
		☐ ④身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の一人暮らし世帯等	
		☐ ⑤障害支援区分4以上の者がいる世帯	
		①及び④の「等」とは、当該番号の方のみの世帯及びその他の番号の方のみと同居する世帯です。	
		☐ 上記以外の一人暮らしの高齢者(65歳以上)	
緊急 連絡 先 (※1)	フリガナ	続 柄	電 話 番 号
	氏 名		
	住 所	〒 -	
	フリガナ	続 柄	電 話 番 号
	氏 名		
	住 所	〒 -	

私は、上記の個人情報を、京都市のほか、「地域における見守り活動促進事業に係る協定」を締結した下記の組織(※2)に提供することに同意します。 ただし、 ☐ にチェック(☑)をつけた組織に提供することには同意しません。	署名
☐ 地域包括支援センター ☐ 区民生児童委員会 ☐ 学区民生児童委員協議会(老人福祉員を含む。)	
☐ 区社会福祉協議会 ☐ 学区社会福祉協議会 ☐ 学区単位の自治連合会等	

※1 同意者本人の属する世帯の世帯主及び緊急連絡先に関する個人情報の提供については、同意者本人または代理人が承認を得るものとします。

※2 「地域における見守り活動促進事業に係る協定」を締結した具体的な組織の名称は、後日通知します。また、それぞれの組織の設置根拠等は裏面の通りです。

【代理同意の場合】

私は、(同意者本人) _____ が、(理由) _____ により署名できないため、代理人として上記の個人情報を京都市のほか、「地域における見守り活動促進事業に係る協定」を締結した上記の組織(※2)に提供することに同意します。ただし、☐にチェック(☑)をつけた組織に提供することには同意しません。

フリガナ		同意者本人との関係	電 話 番 号
氏名(代理同意人)			
住 所	〒 -		

事務処理欄

同 意 書 取 得 機 関 名	同意書取得者名	データ処理者名	確認者印

(宛先)京都市長

地域における見守り活動促進事業に係る
個人情報提供同意書

訪問日・同意日	
.....年 月 日	
元学区名	学区

京都市控

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	昭和・平成・西暦
			年 月 日
住所	〒 -	電話番号	()
世帯主氏名 (注)		続柄 (注)	
右記のうち、あてはまるものすべてにチェック(☑)してください。	☐ ① 緊急通報システムを利用している方 ☐ ② 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定の一人暮らしの方等(65歳未満) ☐ ③ 障害支援区分4以上の方(65歳未満)		
緊急連絡先(注)	フリガナ	続柄	電話番号
	氏名		
	住所	〒 -	

私は上記の個人情報を、京都市のほか、「地域における見守り活動促進事業に係る協定」を締結した下記の組織のうち、 ☐ にチェック(☑)をつけた組織に提供することに同意します。	署名
☐ 障害者地域生活支援センター(※1) ☐ 障害者団体(※2) ☐ 区民生児童委員会 ☐ 学区民生児童委員協議会 ☐ 区社会福祉協議会 ☐ 学区社会福祉協議会 ☐ 学区単位の自治連合会等	
(※1) 個人情報を提供する障害者地域生活支援センターにチェックをしてください。 (北部圏域(北, 左) 中部圏域(上, 中, 下, 南) 東部圏域(東山, 山科, 醍醐)) ☐ ほくほく ☐ にしじん ☐ だいご ☐ きらリンク ☐ らくなん ☐ らくとう ☐ らしく ☐ なごやかサロン ☐ からしだねセンター 西部圏域(右, 西, 洛西) 南部圏域(伏見, 深草) ☐ うきょう ☐ ふかくさ ※お住まいの圏域を担当する ☐ らくさい ☐ あいりん 支援センターから、原則1ヶ ☐ 西京 ☐ かけはし 所選んで下さい。	
(※2) 個人情報を提供する障害者団体にチェックをしてください。 ※障害者団体に個人情報を提供するのとは平常時の見守り活動の展開に役立ててもらうため、団体の会員獲得を目的とするものではありません。 (☐ 京都府視覚障害者協会 ☐ 京都市聴覚障害者協会 ☐ 京都手をつなぐ育成会) (☐ 京都府精神保健福祉推進家族連合会 ☐ 京都市肢体障害者協会)	

(注) 同意者本人の属する世帯の世帯主及び緊急連絡先に関する個人情報の提供については、同意者本人または代理同意人が承認を得るものとします。

【代理同意の場合】

私は、(同意者本人)_____が、(理由)_____により、署名できないため、代理人として上記の個人情報を京都市のほか、「地域における見守り活動促進事業に係る協定」を締結した上記の組織のうち、☐にチェック(☑)をつけた組織に提供することに同意します。

フリガナ		同意者本人との関係	電話番号
氏名(代理同意人)			
住所	〒 -		

事務処理欄

同意書取得機関名	同意書取得者名	データ処理者名	確認者印

訪問活動報告書兼活動経費支払い申請書

(宛先) 京都市長		年 月 日
事業所番号	事業所名称及び管理者名（記名押印又は署名）	
事業所の所在地		
		電話番号 —

京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、同意書を添えて、下記のとおり、訪問活動の報告を行うとともに、同意取得に要した経費の支払いを申請します。

記

1 申請額等

訪問活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
同意書取得件数	件
活動経費支払い申請額	円

注 活動経費支払い申請額は、訪問活動期間内に同意書を取得した件数に500円を乗じた金額を記入してください。

2 希望振込先

指 定 口 座	金融機関コード				店舗コード			種別	口座番号						
								1 普通							
	銀行 信用金庫 信用組合 農協				本店 支店 出張所			2 当座							
								3 貯蓄							
								連絡先							
	— —														
	口 座	フリガナ													
名義人	漢字														

地域における見守り活動促進事業に係る協定締結の申出書
兼名簿貸出申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話番号 —

京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱第12条の規定に基づき、地域における見守り活動促進事業に係る協定書の締結を申し出るとともに、必要書類を添え、下記のとおり、名簿の貸出を申請します。

記

貸出を希望する名簿	☐ 名簿A（見守り活動対象者名簿（災害時要援護者用）） ☐ 名簿B（見守り活動対象者名簿（災害時要援護者以外の単身高齢者用）） ☐ 名簿C（災害時要援護者基本情報名簿）※1
名簿管理責任者の住所及び連絡先（電話番号）	〒 電話番号（ ）
名簿管理責任者の氏名	
見守り活動の具体的内容	
名簿副本管理責任者を置く場合の構成団体名等 ※2	別紙のとおり

※1 名簿Cの貸出対象団体は、地域包括支援センター、区民生児童委員会及び学区民生児童委員協議会のみとなります。

※2 名簿副本管理責任者は、本市が事業の円滑な実施のために必要と認める場合に限り置くことができます。

(別紙)

名簿副本管理責任者を置く場合の構成団体名等

構成団体名等（注）	構成団体の代表者名等 （名簿副本管理責任者）	代表者等（名簿副本管理責任者） の住所及び連絡先（電話番号）

注 構成団体名等については、当該団体に構成団体がある場合、構成団体の名称を記載し、当該団体に構成団体がない場合、名簿副本管理責任者となる方の役職名を記載してください。

第 4 号様式（第 1 3 条関係）

（宛先）京都市長 様

地域における見守り活動促進事業に係る名簿借受書

下記のとおり，名簿を借り受けましたので，京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱第 1 3 条第 4 項の規定に基づき，借受書を交付します。

借り受けた名簿	名簿の学区名	冊数
名簿 A （見守り活動対象者名簿（災害時要援護者用））		
名簿 B （見守り活動対象者名簿（災害時要援護者以外の単身高齢者用））		
名簿 C （災害時要援護者基本情報名簿）		

年 月 日
（名簿管理責任者）
組織の名称
住 所
氏 名

印

地域における見守り活動促進事業に係る名簿管理責任者等変更届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出団体の主たる事務所の所在地	届出団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話番号 —

京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱第 1 4 条の規定に基づき、必要書類を添え、下記のとおり、名簿管理責任者等の変更を届け出ます。

記

(変更後) 貸出を希望する名簿	☐ 名簿 A（見守り活動対象者名簿（災害時要援護者用）） ☐ 名簿 B（見守り活動対象者名簿（災害時要援護者以外の単身高齢者用）） ☐ 名簿 C（災害時要援護者基本情報名簿）※ 1
(変更後) 名簿管理責任者の住所及び 連絡先（電話番号）	〒 電話番号（ ）
(変更後) 名簿管理責任者の氏名	
(変更後) 見守り活動の具体的内容	
(変更後) 名簿副本管理責任者を置く 場合の構成団体名等※ 2	別紙のとおり

※ 1 名簿 C の貸出対象団体は、地域包括支援センター、区民生児童委員会及び学区民生児童委員協議会のみとなります。

※ 2 名簿副本管理責任者は、本市が事業の円滑な実施のために必要と認める場合に限り置くことができます。

(別紙)

名簿副本管理責任者を置く場合の構成団体名等（変更後）

構成団体名等（注）	構成団体の代表者名等 （名簿副本管理責任者）	代表者等（名簿副本管理責任者） の住所及び連絡先（電話番号）

注 構成団体名等については、当該団体に構成団体がある場合、構成団体の名称を記載し、当該団体に構成団体がない場合、名簿副本管理責任者となる方の役職名を記載してください。

地域における見守り活動促進事業に係る名簿貸出辞退申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話番号 —

京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により、別添のとおり借り受けた名簿すべてを添えて、地域における見守り活動促進事業に係る名簿の貸出辞退を申請します。

記

名簿貸出辞退の理由

地域における見守り活動促進事業に係る名簿登載情報等変更

及び登載辞退届

(宛先) 京都市長	年 月 日
名簿登載者の住所地	名簿登載者の氏名
	電話番号 —

京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり（☐名簿登載情報等の変更・☐名簿登載の辞退）を届け出ます。

記

変更日					
緊急 連絡先	種別	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 削除	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 削除		
	氏名 ※必須				
	続柄				
	住所				
	電話番号				
上記以外で 変更される内容					

注 名簿の登載辞退の場合は、上記を記載する必要はありません。

緊急連絡先を変更される場合は、種別の該当する内容をチェックしてください。

新規の場合は全項目を、変更の場合は変更される項目を、削除の場合は削除される方の氏名を記入してください。

第 8 号様式（第 1 7 条関係）

地域における見守り活動促進事業実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話番号 —

京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱第 1 7 条の規定に基づき、
下記のとおり活動実績を報告します。

記

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
見守り活動の 概要及び成果	
今後の取組予定	

注 この様式に代えて、見守り活動団体が任意で作成する事業活動に関する資料を提出することができます。

京都市地域における見守り活動促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市地域における見守り活動促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(同意取得のための訪問活動を行う障害者福祉団体)

第2条 要綱第4条第3号に規定する障害者福祉団体のうち、市長が適当と認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 京都府視覚障害者協会
- (2) 京都市聴覚障害者協会
- (3) 京都手をつなぐ育成会
- (4) 京都精神保健福祉推進家族会連合会
- (5) 京都市肢体障害者協会

(活動経費の支払い対象団体)

第3条 要綱第9条第1項に規定する別に定める訪問活動団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害者地域生活支援センター
- (3) 前条に定める障害者福祉団体
- (4) 本市から障害支援区分認定調査業務を受託した障害者総合支援法に基づく相談支援事業所

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

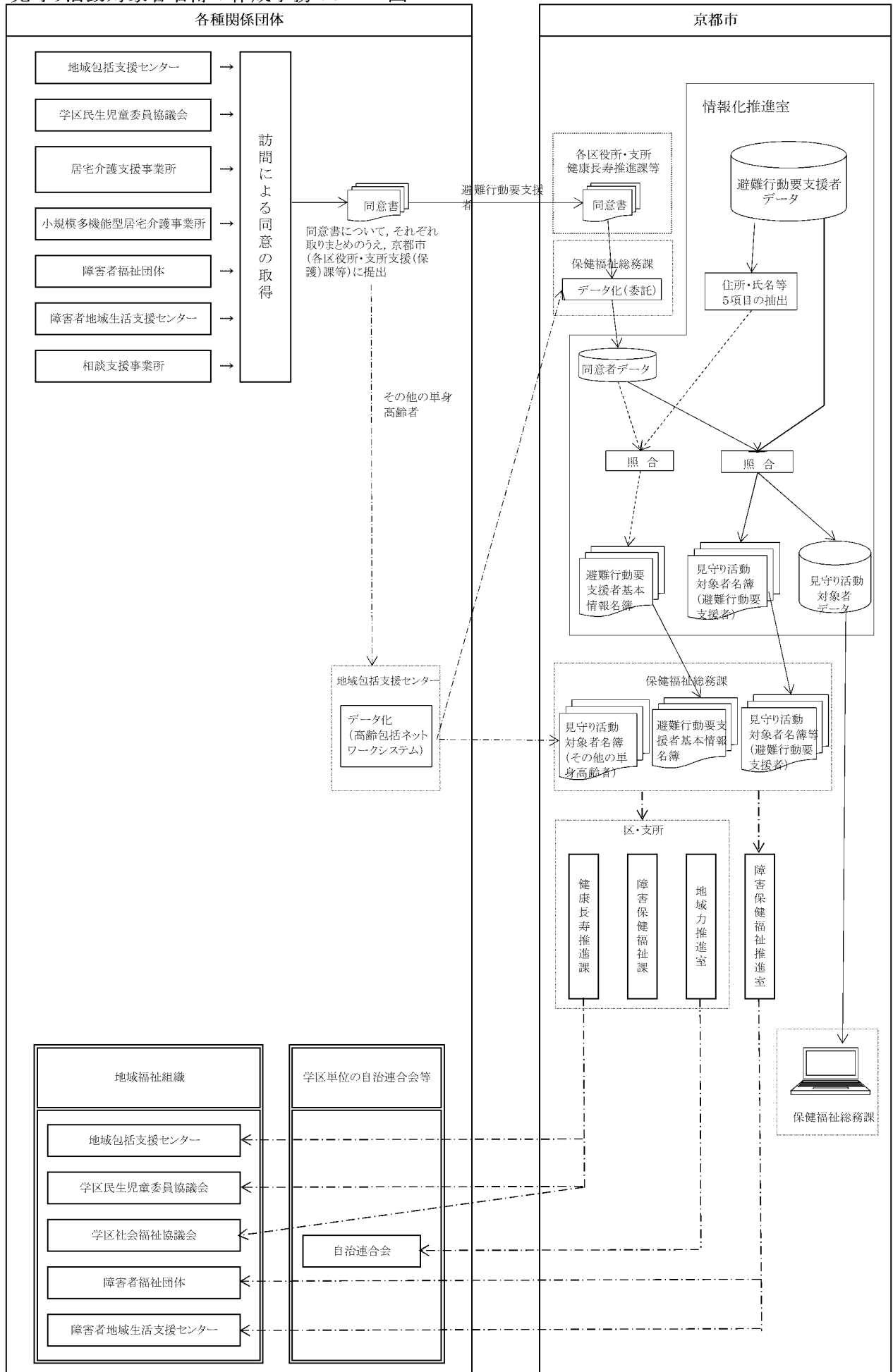
附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

見守り活動対象者名簿の作成事務のフロー図



〒
住所
フリガナ
名前 様
問い合わせ番号 00000

令和 年 月 日
京 都 市

地域における見守り活動促進事業に係る個人情報の提供先について（通知）

この度は、「地域における見守り活動促進事業に係る個人情報提供同意書」（以下、（同意書）といいます。）を御提出いただき、ありがとうございました。

御提出いただいた同意書に基づき、本市との間で厳格な情報管理等を定めた協定を締結している下記の見守り活動団体に対し、日ごろの見守り活動の充実のため、個人情報の提供をさせていただきますので、お知らせいたします。

御不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

居住されている学区の地域包括支援センター（別紙参照）

居住されている学区の民生児童委員協議会

居住されている学区の社会福祉協議会

※ 御提出いただいた同意書において、あなた（または代理同意人）が個人情報を提供することに同意された組織であっても、一部の組織については、名簿の厳正な管理等を示した協定書が未締結であることなどにより、上記にあなたの個人情報を提供する組織として記載されていない場合があります。

【問い合わせ先】

京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
地域における見守り活動促進事業担当
TEL：075-222-3366／FAX：075-222-3386

地域包括支援センター(高齢サポート)一覧

No.	センター名	〒	センター所在地	担当区域(学区)	電話番号	FAX
1	原谷	603-8345	北区平野八丁柳町66-3	小野郷, 中川, 鷹峯, 金閣, 衣笠, 大將軍	463-1686	467-9636
2	紫竹	603-8206	北区紫竹西南町65-34	大宮, 紫竹, 待鳳	495-6638	495-6660
3	鳳徳	603-8145	北区小山堀池町10 レスポール紫明102	鳳徳, 紫明, 出雲路	223-3511	223-3512
4	柊野	603-8033	北区上賀茂馬ノ目町10-1	雲ヶ畑, 柊野, 上賀茂, 元町	712-8621	711-2880
5	紫野	603-8233	北区紫野西野町15	楽只, 柏野, 紫野	494-3346	493-5699
6	乾隆	602-8304	上京区千本通上立売上る作庵町504	乾隆, 嘉楽, 正親, 翔鸞	432-8677	432-8128
7	小川	602-0951	上京区小川通今出川下る西入東今町375	待賢, 小川, 中立, 滋野, 京極, 春日	415-8866	415-8835
8	仁和	602-8377	上京区御前通一条下る東堅町132-1	仁和, 出水	465-7500	465-7522
9	成逸	602-0074	上京区堀川通寺之内上る2丁目下天神町650-1	室町, 成逸, 西陣, 桃藺, 聚楽	415-8770	415-8778
10	大原	601-1245	左京区大原戸寺町380	久多, 大原, 八瀬, 上高野, 松ヶ崎	744-4055	744-3162
11	左京南	606-8384	左京区川端通夷川上る新生洲町97	吉田, 聖護院, 川東, 新洞, 岡崎	771-6300	771-6299
12	左京北	606-0812	左京区下鴨上川原町62	広河原, 花脊, 鞍馬, 静市, 葵, 下鴨	706-7280	703-1520
13	岩倉	606-0001	左京区岩倉大鷲町801番地	岩倉北, 岩倉明德, 岩倉南	723-0800	723-0802
14	修学院	606-8001	左京区山端柳ヶ坪町18	修学院第一, 修学院第二	723-8077	723-9272
15	白川	606-8414	左京区浄土寺真如町162-5 アンソレイユ真如堂101	北白川, 浄楽, 錦林東山	762-5510	762-5525
16	高野	606-8101	左京区高野蓼原町47-5	養徳, 養正	724-0397	706-1040
17	朱雀	604-8805	中京区壬生馬場町14-11	教業, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第六	801-1384	801-1385
18	西ノ京	604-8437	中京区西ノ京東中合町2	朱雀第四, 朱雀第五, 朱雀第八	841-0883	803-0623
19	本能	604-8231	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町346	城巽, 本能, 乾, 朱雀第三, 朱雀第七	254-0021	211-5171
20	御池	604-0954	中京区御池通柳馬場東入東八幡町579	銅駝, 立誠, 富有, 柳池, 生祥, 竹間, 初音, 日彰, 梅屋, 龍池, 明倫	257-5810	257-5812
21	洛東	605-0981	東山区本町15丁目794	今熊野, 一橋, 月輪	561-1356	561-1359
22	東山	605-0875	東山区渋谷通本町東入4丁目鐘鋳町415-4	清水, 六原, 修道, 貞教	541-6171	541-6104
23	栗田	605-0028	東山区三条通古川町東入分木町80-2	有濟, 栗田, 弥栄, 新道	761-8010	761-8612
24	音羽	607-8062	山科区音羽珍事町1番地1 双葉ビル101	音羽, 音羽川, 大塚	595-8139	593-4139
25	山階	607-8086	山科区竹鼻四丁野町19-4	安朱, 山階, 西野	583-5833	583-5835
26	勧修	607-8203	山科区栗栖野打越町17	山階南, 百々, 勧修	595-7736	595-7739
27	大宅	607-8179	山科区大宅御所田町115-1	大宅, 小野	572-6660	575-5055
28	日ノ岡	607-8493	山科区日ノ岡朝田町50-7	陵ヶ岡, 鏡山	595-5575	582-6087
29	下京西部	600-8876	下京区西七条南中野町41-1	大内, 七条, 西大路	326-3639	326-3647
30	下京中部	600-8233	下京区西洞院通塩小路上る北不動堂町573	格致, 醒泉, 植柳, 安寧, 梅逕	361-2141	361-2145

31	下京東部	600-8207	下京区上之町9-3 うるおい館 2階	稚松, 皆山, 菊浜, 崇仁	342-2698	371-1029
32	修徳	600-8449	下京区新町通松原下る富永町110-1	永松, 開智, 豊園, 成徳, 有隣, 修徳, 尚徳	351-2153	351-4079
33	島原	600-8825	下京区西新屋敷中之町103-2	郁文, 淳風, 光徳, 七条第三	351-4850	351-4820
34	東九条	601-8005	南区東九条西岩本町1-1	山王, 九条, 九条弘道, 九条塔南, 梅逕, 東梅逕	662-3009	692-4930
35	久世	601-8203	南区久世築山町328	祥栄, 久世	933-5787	933-5702
36	陶化	601-8024	南区東九条東札辻町6-1	陶化, 東和, 上鳥羽	671-2343	671-2333
37	唐橋	601-8453	南区唐橋羅城門町38 マム・スクエア内1階	南大内, 唐橋, 祥豊, 吉祥院	694-6222	694-6670
38	嵯峨	616-8417	右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	水尾, 宕陰, 嵯峨, 広沢	873-3085	873-3095
39	花園	616-8031	右京区花園鷹司町1-1 高齢者福祉総合施設はなぞの内	高雄, 宇多野, 御室, 花園	466-2711	466-2722
40	嵐山	616-8312	右京区嵯峨野清水町20 中川マンション103	嵐山, 嵯峨野	871-0200	865-0115
41	梅津	615-0924	右京区梅津尻溝町28	北梅津, 梅津	862-5171	862-5109
42	常磐野	616-8218	右京区常盤出口町5	常磐野, 太秦, 南太秦	873-3156	873-3157
43	西院	615-0001	右京区西院上今田町18-3	安井, 山ノ内, 西院第一, 西院第二	812-6712	812-6776
44	京北	601-0532	右京区京北上中町宮ノ下22	京北第一, 京北第二, 京北第三	854-1111	854-0970
45	葛野	615-0882	右京区西京極葛野町3	葛野, 西京極, 西京極西	322-2236	322-2244
46	西京北部	615-8283	西京区松尾井戸町36	嵐山東, 松尾, 松陽	392-7817	392-1382
47	桂川	615-8033	西京区下津林東大般若町32	桂徳, 桂東, 川岡, 川岡東	391-1772	391-1801
48	西京南部	615-8158	西京区桧原秤谷町21-2	桂川, 桂, 桧原	382-1127	382-0545
49	沓掛	610-1101	西京区大枝北沓掛町1丁目3-1	桂坂, 大枝, 新林, 福西	335-2201	335-2308
50	境谷	610-1106	西京区大枝沓掛町13-222	境谷, 竹の里, 大原野	331-8781	331-8763
51	下鳥羽	612-8208	伏見区下鳥羽但馬町150	下鳥羽, 板橋, 南浜	604-5011	604-5022
52	久我の杜	612-8494	伏見区久我東町202-6	久我, 久我の杜, 羽束師, 横大路	931-8024	931-8025
53	向島	612-8154	伏見区向島津田町17-1 第7長栄マンション1階	向島, 向島藤ノ木, 向島二ノ丸, 向島二ノ丸北, 向島南	622-8845	622-8867
54	東高瀬川	612-8372	伏見区北端町44-7	竹田, 住吉	622-7745	604-5327
55	淀	613-0916	伏見区淀美豆町1055	納所, 淀, 美豆(淀南)	633-6557	633-6558
56	桃山	612-8036	伏見区桃山町立売1-6	桃山, 桃山東, 桃山南	605-4707	605-4708
57	深草北部	612-0012	伏見区深草一ノ坪町40-6	稻荷, 砂川	641-2544	641-2545
58	深草南部	612-0045	伏見区深草石橋町18-1	藤ノ森, 藤城	641-9301	641-9302
59	深草中部	612-0029	伏見区深草西浦町5丁目15	深草	642-5155	642-5154
60	醍醐南部	601-1434	伏見区石田森南町9	小栗栖, 小栗栖宮山, 石田, 春日野, 日野	572-6572	575-4738
61	醍醐北部	601-1366	伏見区醍醐大構町28-3 サンフラワー醍醐 1階	北醍醐, 醍醐西, 醍醐, 池田, 池田東	571-3560	571-3570

見守り活動対象者名簿 同意書データレイアウト設計図(案)

※避難行動要支援者名簿データと「住所CD＋郵便番号＋SORT用氏名カナ＋生年月日＋性別」で突合させる

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
データ内容			緊急連絡先情報			個人情報提供先情報								予備	
名称	同意状況	元学区名	緊急連絡先氏	緊急連絡先名	緊急連絡先電話番号	包括	区民生	学区民生	区社協	学区社協	障害団体	障害支援C	自治連		
型	X	X	N	N	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
文字数	1	3	5	5	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バイト数	1	3	10	10	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
説明	0…同意無し 1…同意有り	1～216 (※1) (同意無しの時、スペース)	性 (同意無しの時、スペース)	名 (同意無しの時、スペース)	XXX-XXXX-XXXX (同意無しの時、スペース)	0…同意無し 1…同意有り	0…同意無し 1…同意有り	0…同意無し 1…同意有り	0…同意無し 1…同意有り	0…同意無し 1…同意有り	0…同意無し 1…同意有り	0…同意無し 1…同意有り	0…同意無し 1…同意有り	0 (無条件に)	0 (無条件に)

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
データ内容	予備			個人情報提供先詳細情報							新規同意	同意書取得機関情報	予備				
名称				障害団体1	障害支援C1	障害団体2	障害団体3	障害団体4	障害支援C2	障害支援C3	サイン						
型	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
文字数	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	5	1	1	1	1	1
バイト数	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	5	1	1	1	1	1
説明	0 (無条件に)	0 (無条件に)	0 (無条件に)	01～10 (※2) (同意無しの時、スペース)	01～20 (※3) (同意無しの時、スペース)	01～10 (※2) (同意無しの時、スペース)	01～10 (※2) (同意無しの時、スペース)	01～10 (※2) (同意無しの時、スペース)	01～20 (※3) (同意無しの時、スペース)	01～20 (※3) (同意無しの時、スペース)	0…既存 1…新規	5桁コード 【12345】 1～2 団体コード(※4) 3～5 個別コード(※5～8) (同意無しの時、スペース)	0 (無条件に)	0 (無条件に)	0 (無条件に)	0 (無条件に)	0 (無条件に)

京都市
地域における見守り活動促進事業に係る
同意書データ作成等業務
マニュアル兼実績報告書

年 月

目 次

1. 業務の概要	1
(1) 業務フロー	1
2. 業務マニュアル	2
(1) 入力管理システムへの概要	2
(2) 入力の前に	3
(3) 入力管理システムへの入力	5
(4) 通知文の発送・データの修正	8
(5) データの突合①	12
(6) データの突合②	18
(7) 障害者データの突合①《システムの概要》	22
(8) 障害者データの突合②	23
(9) 障害者データの突合③	24
(10) 一般高齢者データの突合	27
(11) 要支援者名簿復帰者の突合	30

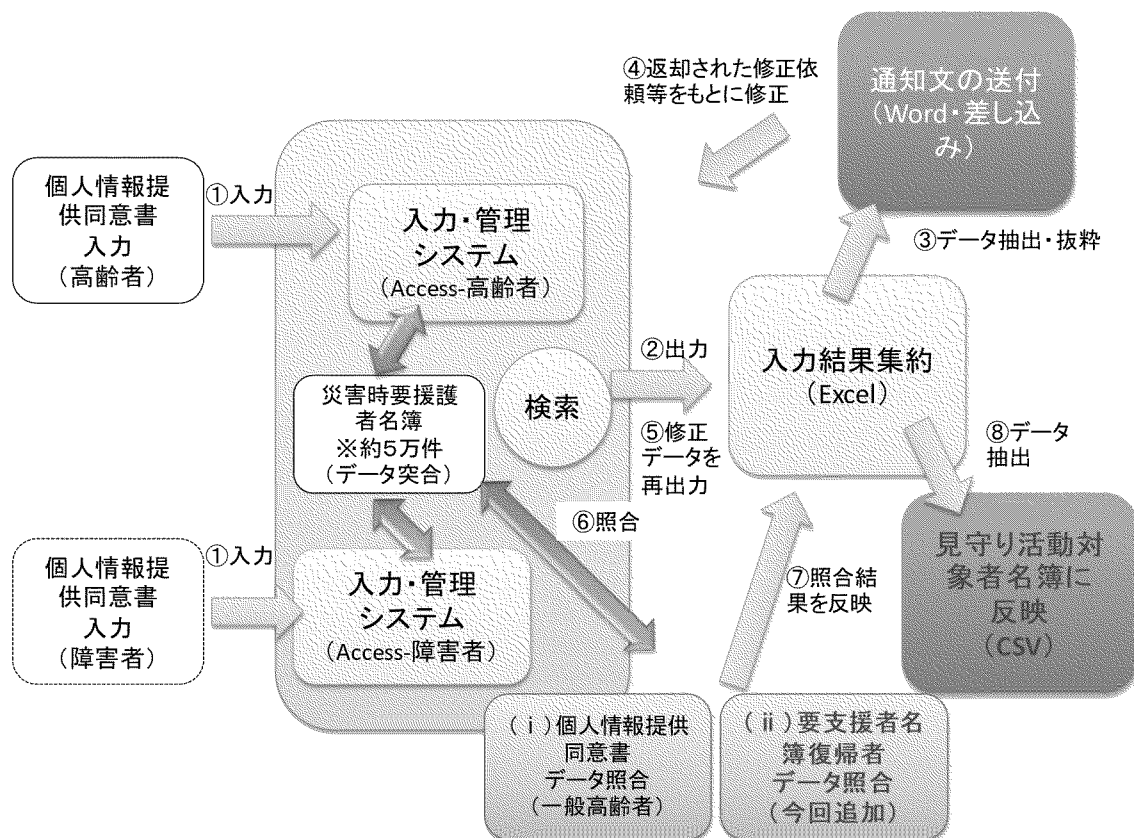
1. 業務の概要

(1) 業務フロー

今回の業務フローは、下記のとおりとなる。

平成 26 年度より一般高齢者の照合作業が追加となった。

平成 28 年度より要支援者名簿復帰者の照合作業が追加となった



2. 業務マニュアル

(1) 入力管理システムへの概要

入力管理システムは、京都市地域における見守り活動促進事業に係る個人情報提供同意書（第1号—1様式）（以下「同意書」という。）の入力がしやすいよう、下図のとおり同意書に準じたレイアウトとなっている。

The screenshot displays a web-based input management system interface. At the top, there's a header bar with the title '同意書登録' (Consent Form Registration). Below it, a form is presented with various input fields and checkboxes. A red box highlights the '要援護者検索' (Search for persons requiring assistance) button. The form includes fields for '氏名' (Name), '性別' (Gender), '年齢' (Age), '住所' (Address), '電話番号' (Phone Number), and '緊急連絡先' (Emergency Contact). There are also checkboxes for '同意書あり' (Consent form present) and '同意書取得経緯' (How the consent form was obtained). The form is designed to mirror the layout of the '同意書' (Consent Form) document shown in the background.

図 1 入力管理システム

入力は、京都市より受領した同意書に記載された内容に基づき、上図の入力管理システムに入力を行う。

要援護者データに登載されている者については「要援護者検索」ボタンをクリックすることにより、フリガナで検索すると既存の登録データを引用することができ、入力の一部を省略することができる。

(2) 入力の前に

入力を行う前に、次の準備を行う



個人情報提供同意書入力管理システム



①「同意書一覧」

同意書を入力する項目となる

②同意書データ取込

作業分担して入力を実施している場合、こちらのボタンをクリックして、データを統合する。※ データの重複を防ぐため再統合はできないので注意すること。

③要援護者データ入替

要援護者データの最新版をこのボタンをクリックし取りこむ

※ 要援者データの最新版は、四半期に一度京都市から提供

④納品済チェック

入力済のデータについてはこのボタンをクリックし「既存データ」の処理を行う。

⑤同意書取得機関データ入替→同意取得機関の最新版をこのボタンをクリックし入替を行う。同意書取得機関については、別途定めた様式に整理したうえで取りこむこと。

※ 同意書取得機関データの最新版は、四半期に一度京都市から提供

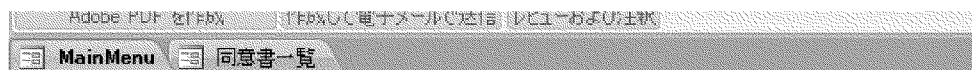
(参考) 同意書取得機関コード《取込元レイアウト》

	A	B	C	D	E
1	団体コード	団体名	個別コード(3桁)	個別コード(2桁)	個別機関名
2	01	地域包括支援センター	001		原谷地域包括支援センター
3	01	地域包括支援センター	002		紫竹地域包括支援センター
4	01	地域包括支援センター	003		鳳徳地域包括支援センター
5	01	地域包括支援センター	004		柊野地域包括支援センター
6	01	地域包括支援センター	005		紫野地域包括支援センター
7	01	地域包括支援センター	006		乾隆地域包括支援センター
8	01	地域包括支援センター	007		小川地域包括支援センター
9	01	地域包括支援センター	008		仁和地域包括支援センター
10	01	地域包括支援センター	009		成逸地域包括支援センター
11	01	地域包括支援センター	010		大原地域包括支援センター
12	01	地域包括支援センター	011		左京南地域包括支援センター
13	01	地域包括支援センター	012		市原地域包括支援センター
14	01	地域包括支援センター	013		岩倉地域包括支援センター
15	01	地域包括支援センター	014		修学院地域包括支援センター
16	01	地域包括支援センター	015		白川地域包括支援センター
17	01	地域包括支援センター	016		高野地域包括支援センター
18	01	地域包括支援センター	017		丸太町地域包括支援センター
19	01	地域包括支援センター	018		西ノ京地域包括支援センター
20	01	地域包括支援センター	019		本能地域包括支援センター
21	01	地域包括支援センター	020		御池地域包括支援センター
22	01	地域包括支援センター	021		洛東地域包括支援センター
23	01	地域包括支援センター	022		東山地域包括支援センター
24	01	地域包括支援センター	023		栗田地域包括支援センター
25	01	地域包括支援センター	024		音羽地域包括支援センター
26	01	地域包括支援センター	025		山階地域包括支援センター
27	01	地域包括支援センター	026		勤修地域包括支援センター
28	01	地域包括支援センター	027		大宅地域包括支援センター

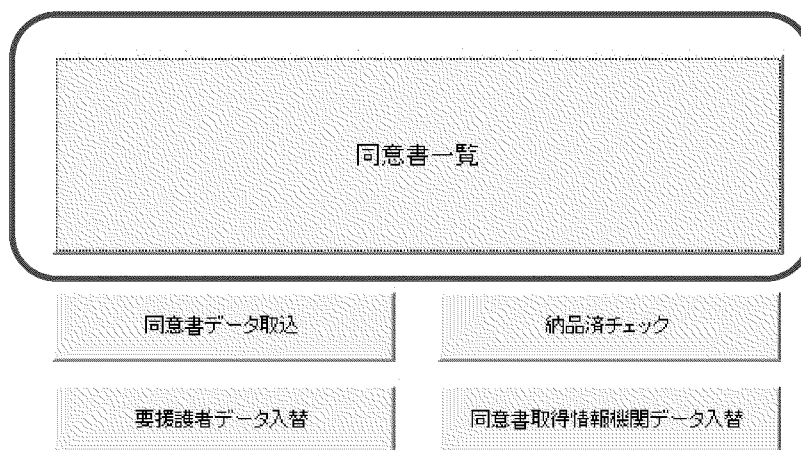
(3) 入力管理システムへの入力

(入力の手順)

- ① 「同意書一覧」をクリックする。



個人情報提供同意書入力管理システム



- ② 同意書一覧画面が表示されるので、「新規登録」をクリックする。



- ③ 同意書入力画面が表示されるので「要援護者検索」をクリックする。

同意書

要援護者検索

性別: ☐ 男 ☐ 女

生年月日(YYMMDD):

和暦: ☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和

生年月日(YYMMDD):

電話番号:

住所:

世帯主氏名:

右記のうち、あてはまるものすべてにチェックしてください。

- ☐ ① 要支援1・2及び要介護1・2の一人暮らしの高齢者等(65歳以上)
- ☐ ② 緊急通報システムを設置している世帯
- ☐ ③ 要介護3以上の者がいる世帯
- ☐ ④ 身体障害者手帳1・2及び療育手帳A判定の一人暮らしの世帯等
- ☐ ⑤ 障害程度区分4以上の者がいる世帯

①及び④の「等」とは、当該番号の方のみの世帯及びその他の番号の方のみと同居する世帯です。

☐ 上記以外の一人暮らしの高齢者(65歳以上)

- ④ カナ検索し、該当者がいればその情報を選択する。
該当者がいなければ「新規登録分」として、入力画面の上から入力を進める

要援護者データ

氏名カナキーワード:

氏名カナ 氏名 電話番号 郵便番号 住所

選択	氏名カナ	氏名	電話番号	郵便番号	住所
☐			07		京都

- ⑤ 「同意書取得機関」については「同意機関検索」をクリックし、事業所を検索して該当事業所を入力すること

同意書取得情報機関コード

個別機関名キーワード:

選択	団体コード	団体名	個別コード(3桁)	個別コード(2桁)	個別機関名
☐	1	地域包括支援センター	1		原谷地域包括支:
☐	1	地域包括支援センター	2		紫竹地域包括支:
☐	1	地域包括支援センター	3		鳳徳地域包括支:
☐	1	地域包括支援センター	4		柊野地域包括支:

- ⑥ 「閉じる」ボタンをクリックして入力終了（自動的に保存される）

《注意事項》

※ 「①元学区名（記入分）」は要援護者データ該当者・非該当者に関わらず、必ず入力すること

要援護者データから引用した場合、「②元学区名」は自動的に挿入される。

※ 下記の項目は入力を省略する

- ・緊急連絡先：筆頭者の「カナ」「氏名」「続柄」「電話番号」以外の項目
- ・代理同意に関する項目
- ・同意機関「同意取得機関名」以外の項目

Main Menu 同意書登録

同意書

次へ 削除 閉じる

要援護者検索 引用:

フリガナ: 性別

ID: (新規)

同意日(平成YYMMDD):

元学区名: ②

元学区名(記入分): ①

和暦

明治 大正 昭和

(4) 通知文の発送・データの修正

ア 通知文発送前

① エクセルの出力

入力管理システムの「同意書一覧」ページにある「Excel 出力」で入力したデータ一覧を出力する。



(出力結果)

A screenshot of an Excel spreadsheet showing the output of the 'Excel出力' button. The spreadsheet has columns for various fields: ID, 同意日, 元学区名, 引用, 氏名, フリガナ, 性別, 生年月日, 生年月日, 郵便番号, 住所, 住所コード, 電話番号, and 世帯主氏名続柄. The first row contains data for a specific record, with the '同意日' field containing the value '1/28/2013'.

② 協定未締結の学区社会福祉協議会の抽出

元学区を基準に学区社会福祉協議会の一覧を表示させる（※6P:「元学区について」を参照）

オートフィルタ・VLOOKUP 関数等で、協定未締結の学区社会福祉協議会を抽出し、協定未締結の学区社旗福祉協議会に該当するものについては、同意書の提出があっても文言を表示しないように調整する（出力結果の個人情報提供先の学区社会福祉協議会欄を同意なし<数字の0>に変換する）。

③ 同意状況の変換

②の作業を行ったうえで「包括・学区民生児童委員協議会・学区社会福祉協議会」の同意があるもの（数字の1）については、通知文に記載する文言<「居住されている学区の地域包括支援センター（別紙参照）」「居住されている学区の民生児童委員協議会」「居住されている学区の社会福祉協議会」>に変換する。

④ 差し込み印刷

- i) お問合せ番号（ID 列を TEXT 関数で 4 桁の番号に整理）
- ii) 氏名（表示できない漢字「*」を SUBSTITUTE 関数で「全角スペース」に置き換え）
→提供された名簿原本に基づき、スペースを空けた箇所に手書きで文字を記述
- iii) フリガナ

- iv) 郵便番号（欠損分は補足）
- v) 住所
- vi) 包括同意状況
- vii) 学区民生同意状況
- viii) 地区社協同意状況をもとに DB を作成し
通知文（Word）に差し込み印刷を行う

⑤注意事項及び Access データの修正

※ 要援護者データに該当しなかったデータ（新規入力分）については、今後データを突合する際に必要な情報が欠損している。

また、要援護者データに該当するデータについても必要項目が欠損している場合があるため、この時点で補足操作を行う。

・ 住所コード・学区の補足

京都市より提供される「統計用町名漢字」「統計区名」「読替用住所コード」を手掛かりに、記入住所からし郵便番号、住所コード、学区の生成を行う（突合時に補足）

シートを作成してもコードや学区が出ないケースが（例：〇〇通り上る・下るのみのデータ等）あるため、京都市と協議のうえ別途補足する。

■ 記入工程（例）

住所（印刷用） 京都市北区上賀茂朝露ヶ原町〇				「区」の位置 5	「町」の位置 13	「町名」の文字数 8	「目」の位置 #VALUE!
「丁目」抜粋	取り出し	漢数字変換	丁目復活	合算 上賀茂朝露ヶ原町	住所コード 101152	統計区名前 柊野	

- ・ SORT 用カナの補足

「フリガナ」欄から、下記のルールに基づき「SORT 用カナ」を作成する（突合時に補足）

変換規則①		変換規則②	
〔氏〕・〔名〕共通		〔氏〕限定	
’ア’	→ ’ア’	’ノウ’	→ ’ノオ’
’イ’	→ ’イ’	’ホウ’	→ ’ホオ’
’ウ’	→ ’ウ’	’モウ’	→ ’モオ’
’エ’	→ ’エ’	’ヨウ’	→ ’ヨオ’
’オ’	→ ’オ’	’ロウ’	→ ’ロオ’
’ツ’	→ ’ツ’	’オ’	→ ’オオ’
’ヤ’	→ ’ヤ’	’コ’	→ ’コオ’
’ユ’	→ ’ユ’	’ソ’	→ ’ソオ’
’ヨ’	→ ’ヨ’	’ト’	→ ’トオ’
’チ’	→ ’シ’	’ノ’	→ ’ノオ’
’ツ’	→ ’ス’	’ホ’	→ ’ホオ’
’ゝ’	→ ’ ’	’モ’	→ ’モオ’
’ゝ’	→ ’ ’	’ヨ’	→ ’ヨオ’
’ゝ’	→ ’ ’	’ロ’	→ ’ロオ’
’ゝ’	→ ’ ’		
’ウ’	→ ’ウ’		
’オウ’	→ ’オオ’		
’コウ’	→ ’コオ’		
’ソウ’	→ ’ソオ’		
’トウ’	→ ’トオ’		

→ 郵便番号・学区は Access 上で入力、住所コード・SORT 用カナについては Excel 上で再出力時に補足する

※ 新規入力分（要援護者データに該当しなかったデータ）のうち、同意書の記入について、本名ではなく通名で記入された場合、「新規登録者」として表示され、突合ができず、エラーとなるため、VLOOKUP 関数等で通名を検索し、住所コード・郵便番号・SORT 用カナ・生年月日・性別で本人確認を行ったうえで、提出する（本人確認について、不明な点があった場合は、京都市と協議のうえ、対応を決定する）。

その他、要援護者データの表記ゆれ（フリガナ間違い）や記入ミス等によるデータ修正も併せて行う

イ 通知文発送後

※ 下記のデータについて、修正・削除を行う。

- ・ 通知文や変更届で「個人情報を提供しない」との返答があったもの
→ Access 内容を修正
- ・ 通知文宛先不明者
→ Access データ削除
- ・ その他事由で京都市より依頼があったもの
→ 協議のうえ削除などの対応を検討

※ 元学区について

- 「①元学区名（記入分）」に記述されている学区を最優先する。《最優先》
→ 略称で記述されている場合は、正式名称に変更する。
- 「①元学区名（記入分）」に記述がない場合には、「②元学区名」の記述を採用する。
- 最終的に調整した元学区を Excel に戻して入力してから、その学区でデータ突合を行う。
- 「元学区名」「元学区名（記入分）」の両方に記述があり、かつ同一学区が記述されていない場合には、上記ルールを適応し「元学区名（記入分）」の記述を優先するため、データを調整した上で、京都市にその旨を報告するとともに、別途「変更届」を作成し、提出する。

(5) データの突合①

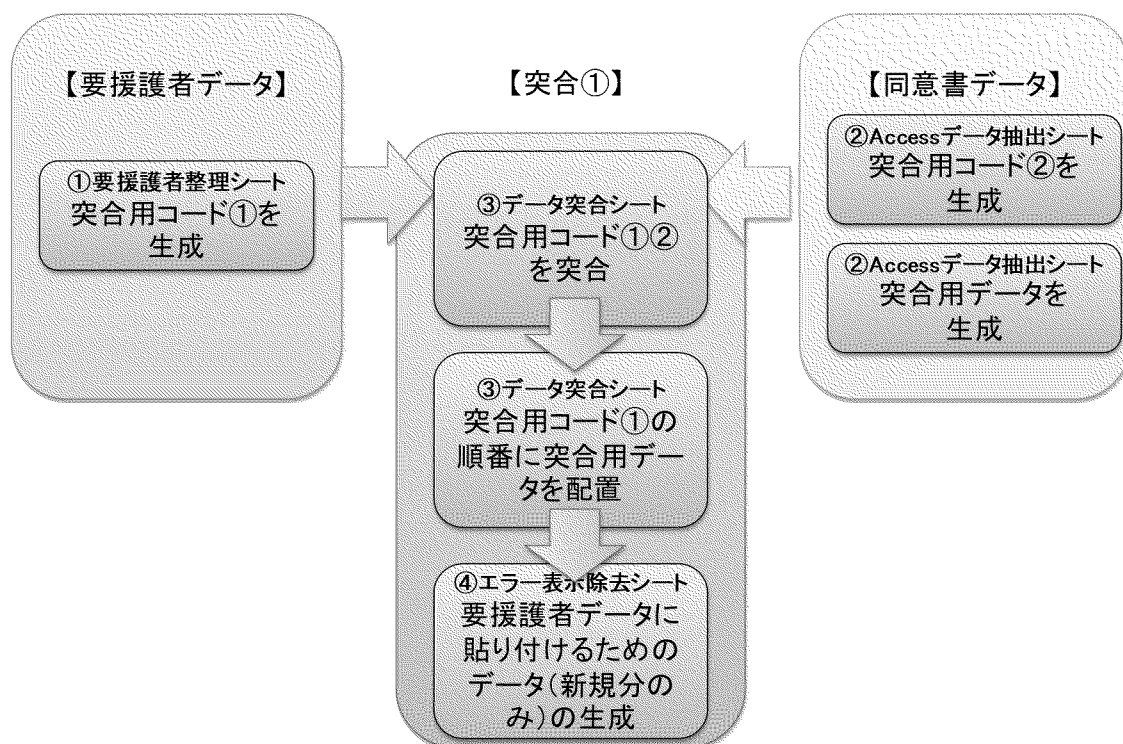
以下の説明する5つのシートを活用し、データの突合を行う。

5つのシートとは「①要援護者データ整理シート」「②Access データ抽出シート」「③データ突合シート」「④エラー表示除去シート」「⑤レイアウト整理シート」である。

「データの突合①」では、使用する5つのシートのうち、「④エラー表示除去シート」までの説明を行う。

「①要援護者整理シート」～「④エラー表示除去シート」を活用すると、要援護者データの同意書データ欄に転記できるデータ(要援護者データ BB 列以降のデータ)が生成できる。ただし、そのデータは新規同意分のみとなるため「⑤レイアウト整理シート」によって、既存同意書データとのデータ統合は別のステップとなる。

なお、データ突合については、次の手順ごとにシートを替えて(転記)しながら行う。転記ミスにはくれぐれも注意すること。



①要援護者データ整理シート

- i) 要援護者名簿パート（新規分含む）
- ii) 突合用コード抽出パート

例) i) 要援護者名簿パート

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1	1			1		0	24		075-491-4	0	
2		1				1	12		075-495-4	0	
3			1	1		0					
4		1				1	12		075-492-5	0	
5		1				0	12		075-493-2	0	
6		1				0	13		493-2885	0	
7		1				1	21		075-491-1	0	
8	1					0	28		075-492-6	0	
9		1				1	22		075-491-0	0	
10		1				0	22		075-491-4	0	
11		1				0	12		075-491-4	0	
12	1					0	25		075-491-4	0	
13		1				0	21		075-491-9	0	
14				1		0					
15		1			1	1	22		075-491-6	0	
16		1				1	12		075-491-6	0	
17		1			1	1	13		075-491-9	0	
18		1			1	1	21		075-492-1	0	
19		1		1		0	22		075-491-3	0	

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	101601-603-6243	7/24 823	3140324			2	101601603-62437/24 823	3140324	
2	101601-603-6243	7/24 823	3080421			2	101601603-62437/24 823	3080421	
3	101601-603-6243	7/24 823	3241101			1	101601603-62437/24 823	3241101	
4	101601-603-6243	7/24 823	2140125			2	101601603-62437/24 823	2140125	
5	101601-603-6243	7/24 823	3020129			1	101601603-62437/24 823	3020129	
6	101601-603-6243	7/24 823	3080129			2	101601603-62437/24 823	3080129	
7	101601-603-6243	7/24 823	2060416			2	101601603-62437/24 823	2060416	
8	101601-603-6243	7/24 823	2081620			2	101601603-62437/24 823	2081620	
9	101601-603-6243	7/24 823	2130101			1	101601603-62437/24 823	2130101	
10	101601-603-6243	7/24 823	2111111			1	101601603-62437/24 823	2111111	
11	101601-603-6243	7/24 823	3080517			2	101601603-62437/24 823	3080517	
12	101601-603-6243	7/24 823	2110401			2	101601603-62437/24 823	2110401	
13	101601-603-6243	7/24 823	2180103			1	101601603-62437/24 823	2180103	
14	101601-603-6243	7/24 823	3331024			1	101601603-62437/24 823	3331024	
15	101601-603-6243	7/24 823	2130428			2	101601603-62437/24 823	2130428	
16	101601-603-6243	7/24 823	3080606			2	101601603-62437/24 823	3080606	
17	101601-603-6243	7/24 823	3080104			2	101601603-62437/24 823	3080104	
18	101601-603-6243	7/24 823	2140601			2	101601603-62437/24 823	2140601	
19	101601-603-6243	7/24 823	2111008			1	101601603-62437/24 823	2111008	
20	101601-603-6243	7/24 823	3040606			2	101601603-62437/24 823	3040606	
21	101601-603-6243	7/24 823	3190204			2	101601603-62437/24 823	3190204	
22	101601-603-6243	7/24 823	2070724			1	101601603-62437/24 823	2070724	
23	101601-603-6243	7/24 823	2111114			2	101601603-62437/24 823	2111114	
24	101601-603-6243	7/24 823	3190604			2	101601603-62437/24 823	3190604	
25	101601-603-6243	7/24 823	3130510			1	101601603-62437/24 823	3130510	
26	101601-603-6243	7/24 823	3020509			1	101601603-62437/24 823	3020509	
27	101601-603-6243	7/24 823	3040401			1	101601603-62437/24 823	3040401	
28	101601-603-6243	7/24 823	3071014			2	101601603-62437/24 823	3071014	
29	101601-603-6243	7/24 823	2060325			2	101601603-62437/24 823	2060325	
30	101601-603-6243	7/24 823	3040131			1	101601603-62437/24 823	3040131	
31	101601-603-6243	7/24 823	3120523			1	101601603-62437/24 823	3120523	
32	101601-603-6243	7/24 823	2140119			2	101601603-62437/24 823	2140119	

ii) 突合用コード抽出パート

→要援護者データから、突合に必要なデータ
（住所コード+郵便番号+SORT用カナ+生年月
日+性別）《突合用コード①》が抽出される。

後に、Access で抽出したデータと突合する際
に必要となる。

以上、2枚のシートで構成されている

ii) に突合用コード①（住所コード・郵便番号・SORT 用カナ・生年月日・性別をひとまとめにしたもの）が生成される。

[illegible]

②Access データ抽出シート

i) 整理済一覧表貼り付け欄

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1	ID	同意日	取込済	新規同意サイン	元学区コード	元学区名	引用	氏名	フリガナ	性別	生年月日
2	13	241111	TRUE	1	077	朱雀第一	引用なし新規登録	〇〇	??? ???	2	3
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											

ii) 見守り名簿のレイアウトに沿ったデータ抽出欄

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	住所	郵便番	RT用氏	和暦	生年月	性別	突合データ	同意状	元学区	急連絡先
2	162613604-9804	777 777	3	111111	2	162613604-9804777 77731111112	077	大崎	チ	
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										

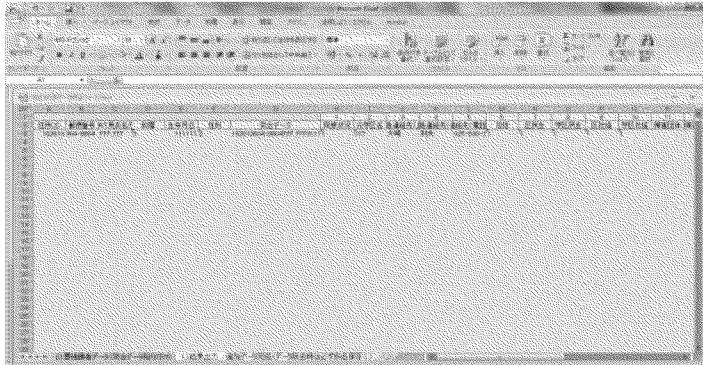
以上、2枚のシートで構成されている

i) に整理済一覧表（元学区は1行に整理すること：11P「※元学区について」を参照）を指定された項目通りに貼り付ける。

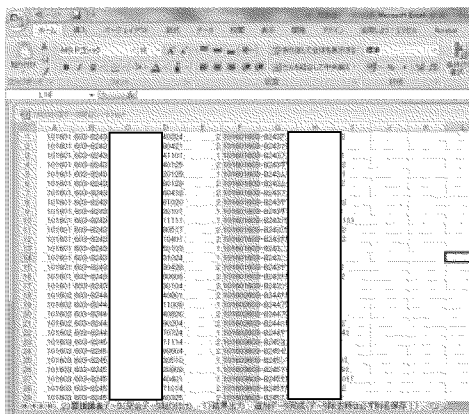
ii) に突合用のレイアウトに沿ったデータ（整理済一覧表で作成された突合用コード②を含む）が抽出される。

③データ突合シート

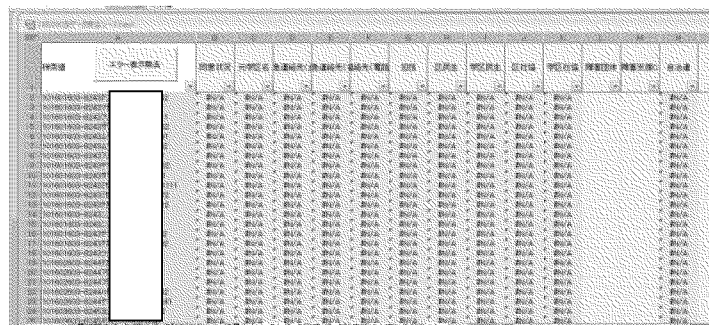
i) ②-ii) で抽出されたデータの貼り付け欄



ii) ①-ii) で抽出されたデータの貼り付け欄



iii) 突合結果の抽出・表示欄



以上、3枚のシートで構成されている。

i) に②-ii) の結果をそのまま貼り付け、ii) に①-ii) で抽出されたデータを貼り付ける

突合用コード①及び②でデータの突合を行い、その結果（突合用コード①の横に、合致する②Access データ抽出データによって抽出された同意書データ《BB 列以降のデータ》）が iii）に表示される。

※突合にあたっては膨大なデータを処理するため約 30 分程度の時間の余裕を持つこと。

④エラー表示除去シート

i) ④で突合されたデータの貼り付け欄（ここで手動でエラー除去）

	A	B	C	D	E	F	G
	検索値	同意状況	元学区名	緊急連絡先	緊急連絡先	緊急連絡先	包括
1	101601603-8243	403242					
2	101601603-8243	04212					
3	101601603-8243	411011					
4	101601603-8243	401252					
5	101601603-8243	201291					
6	101601603-8243	801292					
7	101601603-8243	04132					
8	101601603-8243	0810202	1	008		075-492-c1	1
9	101601603-8243	201011					
10	101601603-8243						

→オートフィル機能を用いて表中のエラー表示（#N/A）を全て除去する

ii) 除去したデータを貼り付けるなど⑤に引き渡す準備を行う欄

→エラー除去後 A 列を除いたデータを転記する欄となる

以上、2 枚のシートで構成されている。

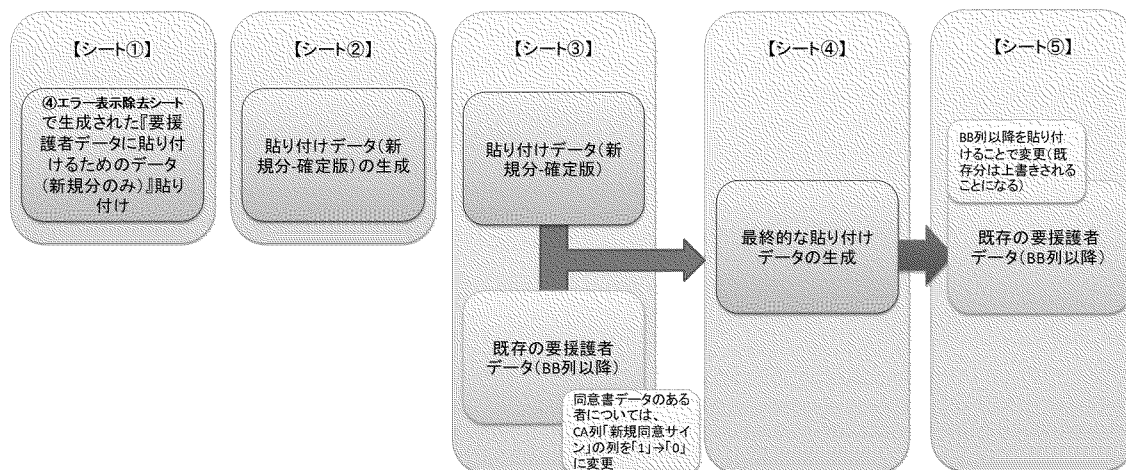
i) に 3-iii) の結果をコピーする。

その上でオートフィル機能によってエラー表示（#N/A）を抽出し、全て削除（空白）にする。

空白になったのを確認し、ii) に転記する。

(6) データの突合②

(5) データの突合①で述べたように「④エラー表示除去シート」の操作で生成したデータをもとに、「⑤レイアウト整理シート」を活用して、データの整理、既存データ（要援護者データにすでに存在しているもの）との統合、最終的なデータの作成にいたる。



⑤レイアウト整理シート

i) ⑤で整理されたデータの貼り付け欄

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1	同意状況	元学区名	緊急連絡先	緊急連絡先	緊急連絡先	緊急連絡先	区民生	学区民生	区社協	学区社協	障害団体	障
2	1	126					1	1	1	1		
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												

ii) 見守り活動名簿用最終突合データの抽出及び調整欄

→既存データ及び対象外データに「0」付与、新規データに「1」付与を確認

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z
1	同意状況	元学区名	緊急連絡先	緊急連絡先	緊急連絡先	緊急連絡先	区民生	学区民生	区社協	学区社協	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体	障害団体
2	1	126	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
21																										
22																										
23																										
24																										
25																										
26																										

iii) ii) のデータを貼り付け、要援護者データに戻すデータを整理する欄

→タイトル行を削除すれば最終的に要援護者データに貼り付けるデータとなる。

iv) iii) のデータを貼り付け、確認するシート

v) iv) のデータを貼り付け、タイトル行を削除し、要援護者データ（BB 列以降の同意書データ部分）に貼り付けるためのデータを整理するシート

以上、5枚のシートで構成されている

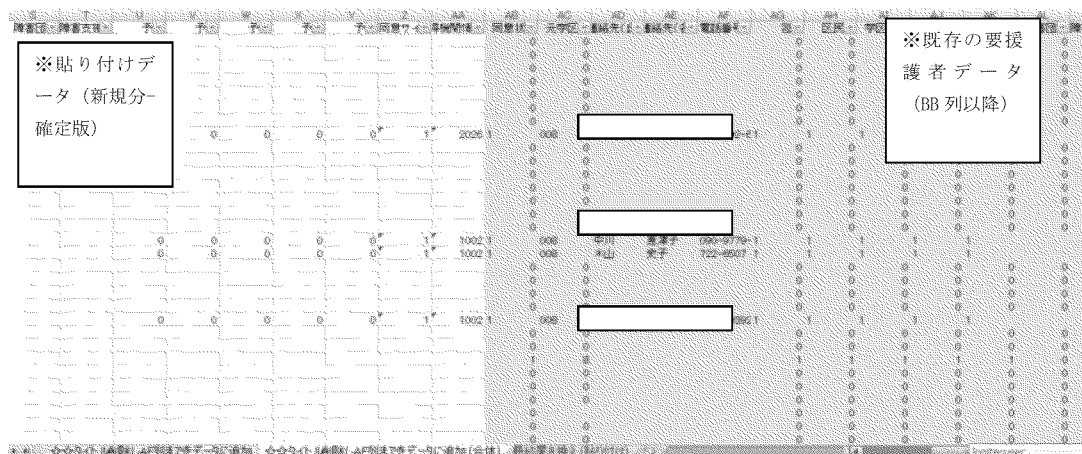
i) に④-ii) の結果をコピーする。

その上でii) に抽出された結果が表示されるので、iv) のシートの指定の位置にそれを全てコピーする。※貼り付けデータ（新規分-確定版）

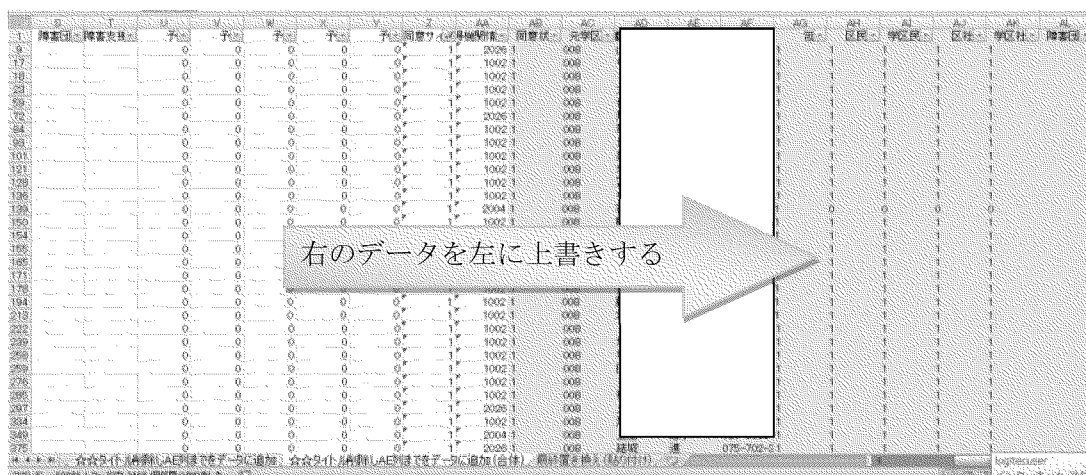
iv) のシートには、併せて既存の要援護者データのBB列以降のデータ（指定の箇所）があるので、データを貼り付ける。※既存の要援護者データ（BB列以降）

2つの貼り付けたデータのうち、既存の要援護者データ（BB列以降）の「新規同意サイン」列を全て「0」に変換する。

そのうえで、貼り付けデータ（新規分-確定版）のある行のみオートフィルで抽出し、既存の要援護者データの行に、そのデータを上書きする。



↓（オートフィルをかけた状態）



調整を行ったデータをV) に転記し、タイトル行を削除して要援護者データの BC 行以降を変更する。

	A	B	C	D	E	F
1	0	0				0
2	0	0				0
3	0	0				0
4	0	0				0
5	0	0				0
6	0	0				0

BB 列以降を全て上書きする

AW	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH
紫野今宮		0	0				0	
紫野今宮		0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	1	8				1	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	0	0				0	
紫野今宮	1001	1	8				1	
紫野今宮	1001	1	8				1	
紫野東蓮台	1001	0	0				0	
紫野東蓮台	1001	0	0				0	
紫野東蓮台	1001	0	0				0	
紫野東蓮台	1001	0	0				0	
紫野東蓮台	1001	1	8				1	
紫野西蓮台	1001	0	0				0	
紫野西蓮台	1001	0	0				0	
紫野西蓮台	1001	1	8				1	

(7) 障害者データの突合①《システムの概要》

入力管理システムについては、同意書の入力項目が異なるため高齢者と障害者のシステムを別に用意し、Excel 出力後集約・及び要援護者データに突合するための調整を行うものとする。

同意書		ID:	(新規)
次へ 削除 閉じる		同意日(平成YYMMDD):	
		元学区名:	
		元学区名(記入分):	
要援護者検索 引用		和暦	
フリガナ:		☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和	
氏名:		性別	☐ 男 ☐ 女
郵便番号:		生年月日(YYMMDD):	
住所:			
世帯主氏名:		続柄	
右記のうち、あてはまるものすべてにチェックしてください。			
☐ ①緊急通報システムを設置している世帯 ☐ ②身体障害者手帳1・2及び療育手帳A判定の一人暮らしの世帯等(65歳未満) ☐ ③障害程度区分4以上の者がいる世帯(65歳未満)			
☐ 同意署名あり			
緊急連絡先			
カナ:		続柄:	電話番号
氏名:			
郵便番号			
住所			
ただし、□にチェックをつけた組織に提供することには同意します。			
☐ 障害者地域生活支援センター(※1) ☐ 障害者団体(※2) ☐ 区民生児童委員会			
☐ 学区民生児童委員協議会 ☐ 区社会福祉協議会 ☐ 学区社会福祉協議会 ☐ 学区単位の自治連合会等			
(※1) 個人情報を提供する障害者地域生活支援センターにチェックをしてください。			
北部圏域		中部圏域	
☐ ほくほく ☐ きらリンク ☐ らしく		☐ にじぶん ☐ らくなん ☐ なごやかサロン	
西部圏域		南部圏域	
☐ うきょう ☐ らくさい ☐ 西京		☐ ふかくさ ☐ あいりん ☐ わっこの郷	
☐ だいち ☐ らくとう ☐ からしだねセンター			
(※2) 個人情報を提供する障害者団体にチェックをしてください。			
☐ 京都府視覚障害者協会 ☐ 京都市聴覚障害者協会 ☐ 京都手をつなぐ育成会			
☐ 京都精神保健福祉推進家族会連合会 ☐ 京都市肢体障害者協会			
【代理同意の場合】			
私は、(同意者本人) _____ が、(理由) _____ により～			
カナ:		同意者本人との関係	電話番号:
氏名(代理同意人)			
郵便番号:			
代理同意住所:			
同意書取得機関検索			
取得機関個別名:	同意書取得者名:	データ処理者名:	確認者印:

以下に高齢者の入力システムと異なる点を挙げる。

・ 障害の有無を問う項目

右記のうち、あてはまるものすべてにチェックしてください。

☐ ①緊急通報システムを設置している世帯
☐ ②身体障害者手帳1・2及び療育手帳A判定の一人暮らしの世帯等(65歳未満)
☐ ③障害程度区分4以上の者がいる世帯(65歳未満)

・ 同意機関

・ 同意機関に個人情報の提供をするかしないかの問い方

→高齢者では減点方式（提供しない機関を記入してもらう）のに対し、障害者が加点方式（提供を希望する機関を記入してもらう）

ただし、□にチェックをつけた組織に提供することには同意します。

☐ 障害者地域生活支援センター(※1) ☐ 障害者団体(※2) ☐ 区民生児童委員会
☐ 学区民生児童委員協議会 ☐ 区社会福祉協議会 ☐ 学区社会福祉協議会 ☐ 学区単位の自治連合会等

(※1) 個人情報を提供する障害者地域生活支援センターにチェックをしてください。

北部圏域

☐ ほくほく
☐ きらリンク
☐ らしく

西部圏域

☐ うぎょう
☐ らくさい
☐ 西京

中部圏域

☐ にしじん
☐ らくなん
☐ なごやかサロン

南部圏域

☐ ふかくさ
☐ あいりん
☐ わっこの郷

東部圏域

☐ だいご
☐ らくとう
☐ からしだねセンター

(※2) 個人情報を提供する障害者団体にチェックをしてください。

☐ 京都府視覚障害者協会 ☐ 京都市聴覚障害者協会 ☐ 京都手をつなぐ育成会
☐ 京都精神保健福祉推進家族会連合会 ☐ 京都市肢体障害者協会

残りの箇所については、高齢者のシステムと同じとなっている。

(8) 障害者データの突合②

《入力管理システムへの入力・通知文の発送・データの修正》

高齢者と同様の手順と踏んでシステムへの入力・通知文の作成・データの修正を行う。

※7P～12P を参照のこと

(9) 障害者データの突合③

データには「障害者突合補助シート」を使用し、データの突合を行う。

なお、データ突合については、次の手順ごとにシートを替えて（転記）しながら行う。

転記ミスにはくれぐれも注意すること。

①編集原本転記シート

	正	同意日	取込済	新規同意サイン	元学区コード	元学区名	元学区名(記入分)	引用	氏名
2	1		FALSE	1				引用あり編集なし	
3	2	260430	FALSE	1	203			引用あり編集なし	
4	3	260501	FALSE	1	156			引用あり編集なし	
5	4	260417	FALSE	1	022			引用あり編集なし	
6	5	260418	FALSE	1	071			引用あり編集なし	
7	6		FALSE	1	080			引用あり編集なし	
8	7	260408	FALSE	1	083			引用あり編集なし	
9	8		FALSE	1	140			引用あり編集なし	
10	10	260507	FALSE	1	153			引用あり編集なし	
11	11	260509	FALSE	1	137			引用あり編集なし	
12	12	260504	FALSE	1	046			引用あり編集なし	
13	13	260512	FALSE	1	139			引用あり編集なし	
14	14	260531	FALSE	1	185			引用あり編集なし	
15	15	260512	FALSE	1	136			引用あり編集なし	

編集(原本 ※ 原本を挿入) 反映(修正版) (A) 不要整理) 障害支援 障害団体 原本 新規整理) 住所

(8) で作成した, Access で抽出したデータを添付する。

②反映（修正版）シート

「①編集原本転記シート」にデータを転記すると、「②反映（修正版）シート」に突合用のデータが抽出される。ただし、障害者地域支援センターと障害団体については一回で転記はできないため、別途シート「(A-F要整理) 障害支援C」「障害団体」シートで整理し転記を別途行う。

	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	新年度番	SORT用氏名カナ	和暦	生年月	性別	受給データ	同意状況	元学区	急遽退校先	急遽退校先
1	012-8141			441021	1					
2	012-0019			301225	1			203		
3	012-0034			410700	2			156		
4	002-8400			050511	1			022		
5	004-8863			290423	1			071		
6	004-8462			030502	1			080		
7	004-8832			580703	1			063		
8	001-8011			201205	2			140		
9	012-0024			250422	1			153		
10	001-8465			371131	1			137		
11	002-0605			050803	1			046		
12	001-8833			301104	1			139		

※ 1. 新規転入 (※ 原本未記入) 2. 転入 (※ 修正) 3. 転入 (※ 修正) 4. 転入 (※ 修正) 5. 転入 (※ 修正) 6. 転入 (※ 修正) 7. 転入 (※ 修正) 8. 転入 (※ 修正) 9. 転入 (※ 修正) 10. 転入 (※ 修正) 11. 転入 (※ 修正) 12. 転入 (※ 修正)

③（A-F 要整理）障害支援 C シート

「①編集原本転記シート」にデータを転記すると、障害者地域支援センターの情報が B 列, F 列, G 列に転記される。その数字を H 列以降に転記する。

※転記すると、その結果が「②反映（修正版）シート」に反映される。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V
1																						
2		05																				
3		05																				
4		12											12									
5		02																				
6		02										02										
7		02										02										
8		12																				
9		07											07									
10		04															04					
11		07																				
12		06																				
13		07											06									
14		05																				
15																						

④障害団体シート

「①編集原本転記シート」にデータを転記すると、障害者地域支援センターの情報が D 列～I 列に「●」で転記される。その数字を A 列, B 列, C 列に数字で転記する。

※転記すると、その結果が「②反映（修正版）シート」に反映される。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1	障害団体1	障害団体2	障害団体3	01京都府	02京都府	03京都府	04京都府	05京都府	支援障害
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14	03								
15	03								

⑤反映（修正版）シート（再掲）

「③（A-F 要整理）障害支援Cシート」「④障害団体シート」の補記を通じて整理した
「②反映（修正版）シート」を用い突合データ（住所コード+郵便番号+SORT 用カナ
+生年月日+性別）を抽出し、突合データを手掛かりに要援護者データに追記を行う。
※（突合データを手掛かりに検索を行い、I 列～AH 列を転記する。）

	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	BM	BN	BO	BP	BQ	BR	BS	BT	BU	BV	BW	BX	BY	BZ	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT	CU	CV	CW	CX	CY	CZ	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH	DI	DJ	DK	DL	DM	DN	DO	DP	DQ	DR	DS	DT	DU	DV	DW	DX	DY	DZ	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH	EI	EJ	ЕК	EL	EM	EN	EO	EP	EQ	ER	ES	ET	EU	EV	EW	EX	EY	EZ	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH	FI	FJ	FK	FL	FM	FN	FO	FP	FQ	FR	FS	FT	FU	FV	FW	FX	FY	FZ	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	GM	GN	GO	GP	GQ	GR	GS	GT	GU	GV	GW	GX	GY	GZ	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH	HI	HJ	HK	HL	HM	HN	HO	HP	HQ	HR	HS	HT	HU	HV	HW	HX	HY	HZ	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH	II	IJ	IK	IL	IM	IN	IO	IP	IQ	IR	IS	IT	IU	IV	IW	IX	IY	IZ	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH	JI	IJ	JK	KL	KM	KN	KO	KP	KQ	KR	KS	KT	KU	KV	KW	KX	KY	KZ	LA	LB	LC	LD	LE	LF	LG	LH	LI	LJ	LK	LL	LM	LN	LO	LP	LQ	LR	LS	LT	LU	LV	LW	LX	LY	LZ	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH	MI	MJ	MK	ML	MM	MN	MO	MP	MQ	MR	MS	MT	MU	MV	MW	MX	MY	MZ	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH	NI	NJ	NK	NL	NM	NN	NO	NP	NQ	NR	NS	NT	NU	NV	NW	NX	NY	NZ	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH	OI	OJ	OK	OL	OM	ON	OO	OP	OQ	OR	OS	OT	OU	OV	OW	OX	OY	OZ	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH	PI	PJ	PK	PL	PM	PN	PO	PP	PQ	PR	PS	PT	PU	PV	PW	PX	PY	PZ	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH	QI	QJ	QK	QL	QM	QN	QO	QP	QQ	QR	QS	QT	QU	QV	QW	QX	QY	QZ	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH	RI	RJ	RK	RL	RM	RN	RO	RP	RQ	RR	RS	RT	RU	RV	RW	RX	RY	RZ	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH	SI	SJ	SK	SL	SM	SN	SO	SP	SQ	SR	SS	ST	SU	SV	SW	SX	SY	SZ	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH	TI	TJ	TK	TL	TM	TN	TO	TP	TQ	TR	TS	TT	TU	TV	TW	TX	TY	TZ	UA	UB	UC	UD	UE	UF	UG	UH	UI	UJ	UK	UL	UM	UN	UO	UP	UQ	UR	US	UT	UU	UV	UW	UX	UY	UZ	VA	VB	VC	VD	VE	VF	VG	VH	VI	VJ	VK	VL	VM	VN	VO	VP	VQ	VR	VS	VT	VU	VV	VW	VX	VY	VZ	WA	WB	WC	WD	WE	WF	WG	WH	WI	WJ	WK	WL	WM	WN	WO	WP	WQ	WR	WS	WT	WU	WV	WW	WX	WY	WZ	XA	XB	XC	XD	XE	XF	YG	YH	YI	YJ	YK	YL	YM	YN	YO	YP	YQ	YR	YS	YT	YU	YV	YW	YX	YY	YZ	ZA	ZB	ZC	ZD	ZE	ZF	ZG	ZH	ZI	ZJ	ZK	ZL	ZM	ZN	ZO	ZP	ZQ	ZR	ZS	ZT	ZU	ZV	ZW	ZX	ZY	ZZ	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	BM	BN	BO	BP	BQ	BR	BS	BT	BU	BV	BW	BX	BY	BZ	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT	CU	CV	CW	CX	CY	CZ	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH	DI	DJ	DK	DL	DM	DN	DO	DP	DQ	DR	DS	DT	DU	DV	DW	DX	DY	DZ	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH	EI	EJ	ЕК	EL	EM	EN	EO	EP	EQ	ER	ES	ET	EU	EV	EW	EX	EY	EZ	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH	FI	FJ	FK	FL	FM	FN	FO	FP	FQ	FR	FS	FT	FU	FV	FW	FX	FY	FZ	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	GM	GN	GO	GP	GQ	GR	GS	GT	GU	GV	GW	GX	GY	GZ	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH	HI	HJ	HK	HL	HM	HN	HO	HP	HQ	HR	HS	HT	HU	HV	HW	HX	HY	HZ	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH	II	IJ	IK	IL	IM	IN	IO	IP	IQ	IR	IS	IT	IU	IV	IW	IX	IY	IZ	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH	JI	IJ	JK	KL	KM	KN	KO	KP	KQ	KR	KS	KT	KU	KV	KW	KX	KY	KZ	LA	LB	LC	LD	LE	LF	LG	LH	LI	LJ	LK	LL	LM	LN	LO	LP	LQ	LR	LS	LT	LU	LV	LW	LX	LY	LZ	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH	MI	MJ	MK	ML	MM	MN	MO	MP	MQ	MR	MS	MT	MU	MV	MW	MX	MY	MZ	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH	NI	NJ	NK	NL	NM	NN	NO	NP	NQ	NR	NS	NT	NU	NV	NW	NX	NY	NZ	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH	OI	OJ	OK	OL	OM	ON	OO	OP	OQ	OR	OS	OT	OU	OV	OW	OX	OY	OZ	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH	PI	PJ	PK	PL	PM	PN	PO	PP	PQ	PR	PS	PT	PU	PV	PW	PX	PY	PZ	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH	QI	QJ	QK	QL	QM	QN	QO	QP	QQ	QR	QS	QT	QU	QV	QW	QX	QY	QZ	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH	RI	RJ	RK	RL	RM	RN	RO	RP	RQ	RR	RS	RT	RU	RV	RW	RX	RY	RZ	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH	SI	SJ	SK	SL	SM	SN	SO	SP	SQ	SR	SS	ST	SU	SV	SW	SX	SY	SZ	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH	TI	TJ	TK	TL	TM	TN	TO	TP	TQ	TR	TS	TT	TU	TV	TW	TX	TY	TZ	UA	UB	UC	UD	UE	UF	UG	UH	UI	UJ	UK	UL	UM	UN	UO	UP	UQ	UR	US	UT	UU	UV	UW	UX	UY	UZ	VA	VB	VC	VD	VE	VF	VG	VH	VI	VJ	VK	VL	VM	VN	VO	VP	VQ	VR	VS	VT	VU	VV	VW	VX	VY	VZ	WA	WB	WC	WD	WE	WF	WG	WH	WI	WJ	WK	WL	WM	WN	WO	WP	WQ	WR	WS	WT	WU	WV	WW	WX	WY	WZ	XA	XB	XC	XD	XE	XF	YG	YH	YI	YJ	YK	YL	YM	YN	YO	YP	YQ	YR	YS	YT	YU	YV	YW	YX	YY	YZ	ZA	ZB	ZC	ZD	ZE	ZF	ZG	ZH	ZI	ZJ	ZK	ZL	ZM	ZN	ZO	ZP	ZQ	ZR	ZS	ZT	ZU	ZV	ZW	ZX	ZY	ZZ	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	BM	BN	BO	BP	BQ	BR	BS	BT	BU	BV	BW	BX	BY	BZ	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT	CU	CV	CW	CX	CY	CZ	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH	DI	DJ	DK	DL	DM	DN	DO	DP	DQ	DR	DS	DT	DU	DV	DW	DX	DY	DZ	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH	EI	EJ	ЕК	EL	EM	EN	EO	EP	EQ	ER	ES	ET	EU	EV	EW	EX	EY	EZ	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH	FI	FJ	FK	FL	FM	FN	FO	FP	FQ	FR	FS	FT	FU	FV	FW	FX	FY	FZ	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	GM	GN	GO	GP	GQ	GR	GS	GT	GU	GV	GW	GX	GY	GZ	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH	HI	HJ	HK	HL	HM	HN	HO	HP	HQ	HR	HS	HT	HU	HV	HW	HX	HY	HZ	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH	II	IJ	IK	IL	IM	IN	IO	IP	IQ	IR	IS	IT	IU	IV	IW	IX	IY	IZ	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH	JI	IJ	JK	KL	KM	KN	KO	KP	KQ	KR	KS	KT	KU	KV	KW	KX	KY	KZ	LA	LB	LC	LD	LE	LF	LG	LH	LI	LJ	LK	LL	LM	LN	LO	LP	LQ	LR	LS	LT	LU	LV	LW	LX	LY	LZ	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH	MI	MJ	MK	ML	MM	MN	MO	MP	MQ	MR	MS	MT	MU	MV	MW	MX	MY	MZ	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH	NI	NJ	NK	NL	NM	NN	NO	NP	NQ	NR	NS	NT	NU	NV	NW	NX	NY	NZ	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH	OI	OJ	OK	OL	OM	ON	OO	OP	OQ	OR	OS	OT	OU	OV	OW	OX	OY	OZ	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH	PI	PJ	PK	PL	PM	PN	PO	PP	PQ	PR	PS	PT	PU	PV	PW	PX	PY	PZ	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH	QI	QJ	QK	QL	QM	QN	QO	QP	QQ	QR	QS	QT	QU	QV	QW	QX	QY	QZ	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH	RI	RJ	RK	RL	RM	RN	RO	RP	RQ	RR	RS	RT	RU	RV	RW	RX	RY	RZ	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH	SI	SJ	SK	SL	SM	SN	SO	SP	SQ	SR	SS	ST	SU	SV	SW	SX	SY	SZ	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH	TI	TJ	TK	TL	TM	TN	TO	TP	TQ	TR	TS	TT	TU	TV	TW	TX	TY	TZ	UA	UB	UC	UD	UE	UF	UG	UH	UI	UJ	UK	UL	UM	UN	UO	UP	UQ	UR	US	UT	UU	UV	UW	UX	UY	UZ	VA	VB	VC	VD	VE	VF	VG	VH	VI	VJ	VK	VL	VM	VN	VO	VP	VQ	VR	VS	VT	VU	VV	VW	VX	VY	VZ	WA	WB	WC	WD	WE	WF	WG	WH	WI	WJ	WK	WL	WM	WN	WO	WP	WQ	WR	WS	WT	WU	WV	WW	WX	WY	WZ	XA	XB	XC	XD	XE	XF	YG	YH	YI	YJ	YK	YL	YM	YN	YO	YP	YQ	YR	YS	YT	YU	YV	YW	YX	YY	YZ	ZA	ZB	ZC	ZD	ZE	ZF	ZG	ZH	ZI	ZJ	ZK	ZL	ZM	ZN	ZO	ZP	ZQ	ZR	ZS	ZT	ZU	ZV	ZW	ZX	ZY	ZZ	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	BM	BN	BO	BP	BQ	BR	BS	BT	BU	BV	BW	BX	BY	BZ	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT	CU	CV	CW	CX	CY	CZ	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH	DI	DJ	DK	DL	DM	DN	DO	DP	DQ	DR	DS	DT	DU	DV	DW	DX	DY	DZ	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH	EI	EJ	ЕК	EL	EM	EN
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(10) 一般高齢者データの突合

一般高齢者についてはデータ表記方法が異なるため、データを整理したうえで突合を実施する。

i) データの整理項目

整理項目	整理理由
漢字氏名（B 列）	氏名の間にスペースがないデータがあるため、データをチェックしたうえで補記を行う。
性別（C 列）	突合のためには男性は「1」、女性は「2」に変換する必要があるため、変換を行う。
生年月日（D 列）	突合のため「生年月日和暦」「生年月日」に分割する必要があるため、数字に変換したうえで整理を行う。
SORT 用カナ（新規）	一般高齢者データには突合に必要な SORT 用カナの記述がないため、11P のルールに従い、SORT 用カナを別途作成する。

ii) データの整理②

i) 整理を行ったうえで突合用のシートを用い、突合に必要なデータを作成する。転記が必要な項目は、下記の通りとなる

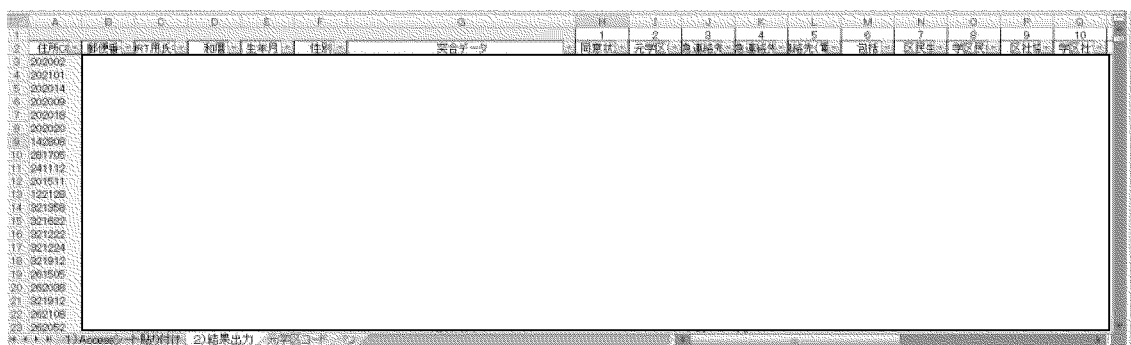
氏名	性別	生年	卒年	元月	元月	郵便番号
山田 一郎	男	1900	1970	10	10	100-0001
山田 二郎	男	1905	1975	10	10	100-0002
山田 三郎	男	1910	1980	10	10	100-0003
山田 四郎	男	1915	1985	10	10	100-0004
山田 五郎	男	1920	1990	10	10	100-0005
山田 六郎	男	1925	1995	10	10	100-0006
山田 七郎	男	1930	2000	10	10	100-0007
山田 八郎	男	1935	2005	10	10	100-0008
山田 九郎	男	1940	2010	10	10	100-0009
山田 十郎	男	1945	2015	10	10	100-0010
山田 十一郎	男	1950	2020	10	10	100-0011
山田 十二郎	男	1955	2025	10	10	100-0012
山田 十三郎	男	1960	2030	10	10	100-0013
山田 十四郎	男	1965	2035	10	10	100-0014
山田 十五郎	男	1970	2040	10	10	100-0015
山田 十六郎	男	1975	2045	10	10	100-0016
山田 十七郎	男	1980	2050	10	10	100-0017
山田 十八郎	男	1985	2055	10	10	100-0018
山田 十九郎	男	1990	2060	10	10	100-0019
山田 二十郎	男	1995	2065	10	10	100-0020

学区名 (F 列), 漢字氏名 (H 列), カナ氏名 (I 列), 性別 (J 列), 年号 (K 列), 年号 (K 列), 元号月日 (L 列) 郵便番号 (M 列), 住所 (N 列), 住所 CD (O 列), SORT 用氏名カナ (S 列), 緊急連絡先 1 姓 (AC 列), 緊急連絡先 1 名 (AD 列), 緊急関係 1 (AE 列), 緊急連絡先 1 (AF 列), 学区民協 (老人福祉員を含む) (AS 列), 学区社会福祉協議会

(AU 列), 所属機関団体 (BG 列), 個別コード (3 桁) (BI 列), 担当者所属 (BK 列)

なお、上記データから自動的に記載がされる列もある（ここには転記不要）
新規同意サイン（自動）（D 列），元学区コード（自動）（E 列），同意書名（同意状
況）《自動》（Z 列），同意書取得機関情報（自動）（BL 列）

必要なデータを転記すると、結果出力シートに必要なデータが出力される。



iii) データの突合

結果出力シートにもとづき、突合用のデータを作成し、要援護者データに突合する。
突合にあたっては、突合用シートを使用する。

STEP①：結果出力シートにもとづき、検証のフィルタを作成する

STEP②：要援護者データとフィルタを用いて突合する

突合結果は下記の通り分類する。

名簿あり	既存	要援護者名簿に登録されている元気高齢者
	新規	要援護者名簿に登録されている元気高齢者で今回の要援護者突合作業で「新規」として追加した高齢者。この場合、新規ではなく、既存分として処理する。
	レイアウトエラー	レイアウトエラーが確認された元気高齢者
	要援護者なし	要援護者名簿に登録されているが同意履歴（名簿提出履歴）のない元気高齢者
名簿なし		要援護者名簿に登録されていない元気高齢者

STEP③：該当データ【「名簿あり」と分類された元気高齢者】をピックアップし、要援護者データに上書きする。

「要援護者名簿復帰者（過去に同意書データを作成した後に一度要援護者名簿を外れたものの、一定期間を置いて再度名簿に復帰した者）」を反映する。

過去の同意書データから「再突合候補者」リストを作成・更新する。

「再突合候補者」 リストを下図イメージの通りに突合を行う。

(5) データの突合①

(6) データの突合②

を再突合候補をもとに再度実施する形式となる。

The screenshot shows a Japanese spreadsheet with columns labeled A through P and rows numbered 1 through 24. The data is organized into several sections. The first section (rows 1-10) contains data for '住所' (Address), '郵便番号' (Postal Code), 'ET用ID' (ET ID), and '和暦' (Japanese Calendar). The second section (rows 11-20) contains data for '同意書' (Consent Form) with columns for '同意' (Consent), '不同意' (Disconsent), '未回答' (No Answer), '不明' (Unknown), 'その他' (Others), '区民生' (District Resident), '学区生' (School District Resident), and '区民生' (District Resident). The third section (rows 21-24) contains data for '過去の同意書' (Past Consent Form) with columns for '同意' (Consent), '不同意' (Disconsent), '未回答' (No Answer), '不明' (Unknown), 'その他' (Others), '区民生' (District Resident), '学区生' (School District Resident), and '区民生' (District Resident). Annotations in Japanese explain the data processing steps: 1. '※従来の実合と同じルールで最新の同意書データを再実合' (Re-merge the latest consent form data using the same rules as the previous actual merge). 2. '※同意項目の復帰' (Return of consent items). 3. '※過去の同意書データを「再実合候補」としてDB化' (Convert past consent form data into a database as 're-merge candidates').

以上